

針が示されています。
そこで、まず、大野木参考人にお尋ねいたしました。

日本長期信用銀行は、本年三月に一千七百六十億円の公的資金による資本注入を受けています。が、それにもかかわらず、六月に入り経営不安説が市場に流れ、株価が急落するなどの事態が発生しました。そうした経緯を経て今回の抜本的な経営合理化策に至ったわけですが、このような事態を迎えた原因について、当事者としてどのように認識していますか。

また、こうした結果を招いた経営責任についてどのように考ておられるのか、お尋ねをいたします。

どうぞ、大野木参考人。

○大野木参考人 日本長期信用銀行の大野木克信
日本長期信金の委員長の御質問にお答でございます。ただいまの委員長の御質問にお答えする前に、一言申し上げたいと存じます。本日は、相沢委員長初め各委員の先生方には貴重なお時間を割いていただきこととなり、おわびとともに、御礼申し上げます。また、今般世間を大変お騒がせし、皆様方には大変御迷惑をおかけしましたことを、この場をおかりしまして深くおわび申し上げます。

ただいまの委員長の御質問にお答え申し上げます。

私は、九五年四月頭取就任以来、次の二点を基本課題として考えておりました。一つは、不稼働資産のできるだけ早期の解決、処理、第二は、制度に頼る長期信用銀行の役割は終わったとの認識のものと、いかにそうしたものから脱皮していくかということをございました。この方針のもと、例えばグループ会社の収益自転体制の構築とか、システムの銀行との提携を軸とするビッグバンへの対応の可能性を探つまいりましたわけをございます。

しかしながら、市場の我々に要求するスピードは我々の想定するものをはるかに上回りました。株価もこの六月に二百円台から一気に五十円以下

落しました。こうしたマーケットの激変を適切な対応で応じられなかつたことは、深く反省いたしているところでございます。

このような難局に当たりまして、これを切り抜けるためにはもはや独力での展開は難しい、こういう判断のもとに、かねてより各業務各層で親密な関係にございました住友信託銀行の高橋社長に当行の置かれました状況を御説明し、同社に主導権を持っていただくことを前提に合併検討の申し入れを六月の末に行つたわけでございます。高橋社長が、私どもの申し込みに短期間に合意していただけたことは、深く感謝するところでございます。

その際に最も大きな課題は、不良不稼働資産の抜本的な処理でございまして、特に今回発表いたしましたグループ三社につきましては、先ほど申しました六月の市場の激変からは、時間をかけた不稼働資産の処理というのは許されず、抜本的な処理がすぐにでも要求される、こういう状況に至つたわけでございます。

こうした視点から、私どもとしては、先ほどお話しございましたように、関連ノンバンクを中心とする不稼働資産の抜本的な処理、第二に、私も含め役員の終退陣、旧経営陣への退職金の返還要請も含む経営責任の明確化、三番目に、海外業務からの全面撤退、本店完却、役職員の待遇切り下げ等徹底した合理化、この三点を骨子としたりリスト策を発表させていただいた次第でござります。

今後、合併を実現するためには、こうした結果過少となつた自己資本を回復することが必要不可欠であり、国民の皆様には大変申しわけないことがございますが、公的資金をお願いしたいと考えている次第でございます。

私どもがこの時期万一件になりますと、国内におきましては、お取引を頼っている中堅、中小企業四千社を含む八千社を初め、その下請、関連を考えますと、社会経済の全般に多大な御迷惑をおかけすることになりますし、また、海外にお

きましてもその影響は非常に大きいものが予想され、実務に日常携わっている感覚からは、ちょっとその影響の大きさは想像もつかないぐらいというのが実感でございます。

もとより、かかる状況に立ち至つたことにつきましては、長銀の経営を預かってきた者として深刻な反省をいたしておりますところでございます。今般、公的資金をお願いしようとしておりますのは、このような状況を何とか避けたいという一念からございまして、決して長銀が生き延びるためにものではないということをぜひ御理解賜りたいと存じます。

今回、私どもが経営責任の明確化を含む徹底したリストラ策を発表いたしましたのも、そのような趣旨からでございます。

この難局を乗り切り、これ以上金融市場を混乱させることがないよう、何とか合併を実現させていただき、新しい銀行の中で世の中の役に立てるよう、懸命に努力することをお約束申し上げます。

本日は、この場をおかりして、少しでも皆様方の御理解を賜りたく、どうぞよろしくお願ひ申し上げる次第でございます。ありがとうございます。た。

○相沢委員長 次に、岡本参考人、木村参考人及び中島参考人にお尋ねします。

今回の日本長期信用銀行の経営合理化策により、各参考人の会社に対しても、相当額の債権放棄による支援がなされるということですが、このような支援を受けることになつた経営責任について、どのように考てていますか。

また、日本長期信用銀行以外の債権者への支援要請も含め、今後、具体的にどのような考え方でござります。

本日は、諸先生方には貴重な時間をお割きました。また、当社は、現在、経営問題に関しまして世間を大変お騒がせしておりますが、あわせまして、取引金融機関百六十行に御負担をおかけするような中身でいろいろ御迷惑をおかけしていること、さらに、私ども、中小零細企業を含めまして七万社のお取引先がございますけれども、そういうお取引先、さらには一般の世間の方々、いろいろな形で御迷惑をおかけしていることを、心からこの場をかりておわび申し上げたいというふうに思うわけでございます。

ただいま委員長の御指摘のとおり、現在、当社は、不稼働資産を抜本的に処理したいと考えております。これまで、それで経営の安定化を図つていただきたいと、さるに、私ども、中小零細企業を含めまして、取引金融機関の皆様方に債務の一一部免除等、御支援をお願いしているところでございます。事態がこのような事態になつたことにつきまして、私は放棄をしていただくなことをお願いしているほか、この場をかりておわび申し上げたいというふうに思うわけでございます。

ただいま委員長の御指摘のとおり、現在、当社は、不稼働資産を抜本的に処理したいと考えております。これまで、それで経営の安定化を図つていただきたいと、さるに、私ども、中小零細企業を含めまして、取引金融機関の皆様方に債務の一一部免除等、御支援をお願いしているところでございます。事態がこのような事態になつたことにつきまして、私は放棄をしていただくなことをお願いしているほか、この場をかりておわび申し上げたいというふうに思うわけでございます。

当社といたしましては、この事態に対応いたしまして、今後、貸出業務、海外業務から撤退すること、リース業務への徹底した業務の集中をやつて、どのように考ていてくださいといふあります。当社といたしましては、この事態に対応いたしまして、今後、貸出業務、海外業務から撤退すること、リース業務への徹底した業務の集中をやつてしまつたというふうに向かいまして、徹底した合理化を今後展開していきたいといふあります。具体的には、役員の総数を削減すること、さらに、従業員数の二〇%削減を含めまして、経費の節減を徹底的にやっていきたい、このように思つておりますが、こういうのを骨子といたしました五ヵ年計画をつくりまして、一日でも早くリース事業会社として立ち直つて、皆様のためにお役に立たしい、このように思つておるわけでございました。ぜひとも皆様方の御理解、御支援をいただきたいといふふうに思つておるわけでございました。

このように多くの皆様に御迷惑をおかけしているわけでございますが、この経営責任は極めて重たいものというふうに受けとめている次第でござります。取引金融機関の御支援が得られること、がわかり、経営改善計画がスタートするあどがつき次第、私は辞任する考えであります。

また、私どもの会社で平成元年以降退職いたしました代表取締役にお支払いした退職金につきましては、御返還の要請をやつていただきたい、このようになります。既に一部要請を開始しております。また、私が日本長期信用銀行の代表取締役としていたいたい退職金につきましても、当然のことながら、社会的責任の一環といたしまして、銀行の要請に応じて返還していくつもりでございます。

どうぞ、私どもの再建につきましての御支援、御理解を賜りまして、御審議を賜りますようお願ひ申し上げて、私の回答とさせていただきます。

○木村参考人 日本ランディング社長の木村でございます。

本日は、相沢委員長はじめ各委員の先生方に、貴重なお時間を割いていただきまして御審議をいただくことにつきまして、おわびを申し上げ、また御礼を申し上げる次第でございます。

私どもの会社の資産内容及び財務体質が不健全でございますといふことが、今般の長銀の信用不安を引き起こします一因となりましたことについて、社長として、大変重く受けとめ、深くおわびを申し上げる次第でございます。

当社は、昭和二十八年、長銀設立直後に、直系の不動産会社として誕生したわけであります。その後、適正化措置の御指導をいただく中で、昭和五十一年、長銀グループの九五%の出資で、現在の日本ランディングとして誕生したものでございます。

その間、住宅事業、賃貸事業を両軸といたしま

した不動産事業を積極的に展開してまいりました。

また、これまで当社は、銀行系の不動産会社と供給いたしております。また、賃貸事業につきましては、ビル賃貸が主でございますが、現在、約八十棟、十一万五千坪の賃貸面積を持っております。

また、これまで当社は、銀行系の不動産会社といふことの役割を認識いたしまして、いろいろと、社会開発事業であるとか遊休地の活用コンサル等、積極的に取り組んでまいりました。かなりの実績を上げておるわけでございまして、銀行系の不動産会社としてはそれなりの評価をいただいておったわけでありますけれども、本日、ここに御審議をいただくような状況になりまして、まさに申しわけなく思つておる次第でございます。

つきましては、今般の長銀にお願いをいたしております千百億の支援を可及的速やかに御了承いたくべく、各行に資金面、金利面でいろいろと御支援をお願いいたしておるわけでございまして、当社自身も、大幅な人員の削減、ビル事業を中心とした大きな不動産から中堅のビル賃貸業者というふうに転換を図りたいということで、一層のスリム化を図つてしまいりたいと存じておるわけ

であります。そうすることによりまして、今後は、不動産会社としての社会的責任を果たしつつ、本業でありますビル賃貸業に注力することによりまして、で

きる限り早期に皆様方の御期待に沿える会社として再建されるよう、努力をしてまいる所存でございます。

また、社長の私といたしましては、今般、内外の皆様方に大変御心配をおかけしたことでもございまして、責任を強く感じまして、この御支援が固まることにより、収益・財務構造の改善に全力を尽くす所存でございます。これにより、今後はベンチャーキャピタルとして社会的責任を果たし、研

○相沢委員長 次に、エヌイーディー前代表取締役社長中島参考人、お願いいたします。

○中島参考人 エヌイーディーの中島でございま

す。

当社の財務体質が不健全な状況にありますことが、ひいては長銀の信用問題を引き起こすことになります。結果として社会的な問題となりましたことは、つい先日まで社長として身を置いておりました立場として、その責任の重さを痛感いたしております。

当社は、一九七二年十一月に日本長期信用銀行を中心として設立された我が国初の民間ベンチャーキャピタルでございます。今日まで海外を含め約八百社に投資し、うち約二百社の株式公開を実現させております。

一方、八〇年代に入り、投資業務に加え融資業務を拡大し、さらなる業務の拡大を図つてしましましたことが、バブルの崩壊とともに当社経営の大きな足かせとなりました。私が社長を辞任した本年六月までの五年間は、バブル崩壊後に迎えた最初の会社再建の時期でございました。その間、最大限の努力を行つてしましましたが、現在に至るまで十分な結果を出すことができず、再び今回のような御支援をお願いすることになりましたことについては、深くおわび申し上げますとともに、この間の責任は極めて重いものと認識しております。

今般、長銀はもとより他の債権者の方々の御協力を織り込んだ経営改善計画を策定し、抜本的な経営の改善に取り組む所存でございます。

具体的には、役職員の削減と給与の見直し、本社移転と拠点の見直しによりさらに経費を削減することにより、収益・財務構造の改善に全力を尽くす所存でございます。これにより、今後はベンチャーキャピタルとして社会的責任を果たし、研

究開発型企業を始めとするベンチャービジネスの育成、支援を積極的に行うことにより、皆様方の御期待にこたえられる企業となりますよう、最大限努力してまいる所存でございます。

最後になりましたが、本日は、各先生方に御理

解を賜りますよう誠心誠意御回答申し上げたいと申しますので、よろしくお願いをいたします。

○相沢委員長 どうもありがとうございました。以上をもちまして、委員長からのお尋ねを終わります。

○村田(吉)委員 自由民主党の村田吉隆でございます。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。村田吉隆君。

本日は、大野木、岡本、木村、中島各参考人に

は、大変お忙しいところを当委員会に御出席を賜りました。まことにありがとうございました。特に、お聞きしますと、中に地方出張の予定をキャンセルされて御出席を賜った参考人もございました。

さて、ただいまは各参考人から委員長の質問に對しましてのお答えがございまして、私も伺つておりました。本日の委員会の質疑でござりますけれども、当面の長銀に関するものでございますけれども、政府としても、長銀の住友信託銀行との合併構想が、我が国金融システムの安定と国民経済の円滑な運営に資するものとして最大限の支援をするということを総理みずから発表をしたわけです。しかしながら、残念でございますけれども、与野党間にこの長銀に対する公的支援について、少なくからず意見の食い違いがございまして、我々は、本日の参考人に對する質疑を通じまして、国民に対しての理解を進めていきたいと

いうふうに考えております。

本日の皆さん方の御意見の表明あるいはお答え

というものは、我々国会議員が聞いてるだけではなくて、国民あるいは世界じゅうのマーケットの

はないけれども、とにかく全体がわかる、長銀が出したようなそういう資料を出していただきたいという発言がございました。どうかひとつ御協力をよろしくお願ひをいたしたいと思います。

それから、一番の、マーケット、そしてもちろん私ども、そして国民が疑問に思つておりますのは、長銀が既に債務超過になつてゐるのではないかということあります。

発表されたあの自己査定結果を見ても、第二分類にきょうお越しの三社に対する債権がどういう形で入つてゐるのか入つてないのか、それらを含めまして、また、三月期の締めの後も株価の下落が続きまして含み損が出てゐる。株式の評価は低価法から原価法に変えられたわけありますけれども、一番の問題は、長銀が既に破綻をしていゐるのではないかという各界からの疑問があるといふことでありまして、そこをどうか大野木参考人から、今の財務の状態、経営の実態について御説明を賜りたいというふうに思ひます。

○大野木参考人 お答え申し上げたいと思ひます。

が、現時点の長銀は債務超過ではございません。結論をまずはつきり申し上げたいと思ひます。

九八年三月末時点の当行の自己の連結資本は約一兆円ございまして、単体でも七千八百億円でございます。それに対しまして、今回の処理額は七千五百億円といふことでござりますから、十分自己資本の範囲内にあるということです。

先ほど、株の含み損のお話がございました。私どもは、長期保有の有価証券につきましては、毎日毎日の株価の変動で収益が振れ動くというのを、銀行の経営にとって非常に不安定性を増すということで、会計学上の一つの適法な選択肢とさいますけれども、長期保有の有価証券につきましては、毎

員会でたしか三千五百億の損になつてゐるという数字がございました。一応私どももその時点で五千五百億円を処理した後、予想される九月末の連結の資本勘定は五千五百億円と計算されておりまして、先ほど申しましたような冒頭のお答えになつたわけでございます。

しかしながら、現時点では、三月期の資本勘定は七千八百、連結で一兆円ございます。そして、この七千五百億円を処理した後、予想される九月末の連結の資本勘定は五千五百億円と計算されておりまして、先ほど申しましたような冒頭のお答

えになつたわけでございます。

○村田(吉)委員 ありがとうございます。お尋ねをいたしましたので、ひとつ参考人の皆さん方には、恐縮でございますけれども、御答弁は三十秒なし一分間ぐらの間でお願いを申し上げる立場ではございませんが、途中までの感触ではそうかなとう、債務超過ではないという感触を申し上げてもいいのぢやないか、そのように思つております。以上でござります。

○相沢委員長 次に、滝実君。

○滝委員 自由民主党の滝実でございます。

私の持ち時間は約十五分といふふうに限定されおりまして、ひとつ参考人の皆さん方には、恐縮でございますけれども、御答弁は三十秒なし一分間ぐらの間でお願いを申し上げたいと思っておりますので、ひとつ参考人の皆さん方には、恐縮でございますけれども、御答弁は三十秒なし一分間ぐらの間でお願いを申し上げたいと思っておりますので、まことに恐れ入ります。

そこで、幾つかお尋ねをいたします。

あらかじめ通告をさせていただいている前に、一つだけ大事なことを、村田先生、時間がなくて

質問されてしまふので、お尋ねをさせていただきたいと思うのです。

今回の一連の問題については、国民の目は大変

厳しい見方をいたしておりますことは御案内のとおりでございます。なぜ厳しいかといふと、公的資金を導入するという、普通でないことを今回やつて

いるわけでございますから、したがつて、各企業においても、関連企業においても、そういう普通でないことが行われているということを前提にして物事を考えていただかないと国民の理解が得られない、こういふことだらうと思うのです。

そこで、一番国民が疑問に思つてゐるのが、今度のリストラ案の中でこの関連三社に対する債権放棄というのを打ち出しておられます。これについても、何で債権放棄するのだ、債権は持つていませんけれども、やはり相應の負担はついてござります。

ただ、仮定の話として、仮にこの最近の時点で株の含み損というのと資本を比較した場合でござりますけれども、先週でござりますか、この委

のかどうか、あるいは、仮に九十九%だめでも1%の見込みがあれば回収できる仕掛けは何かとつているのか、とらざるを得ないじやないか、こういう疑問があるわけでございます。それについて大野木参考人に、一分間ぐらいの間でお答えをいた

だきたいと思います。

○大野木参考人 お答えいたします。

債権放棄でございますけれども、確かに日本リースのケースにつきましては、やはりこの会社の内容、中堅、中小企業七万社との取引、取引銀行六十行とか、こういうサイズを考えますと、かつまた、リース業界そのものは非常に立派な業績を上げているということございますと、どうしても会社を生かすという形で処理せざるを得なかつた、そういう意味でベストの選択としてこのような方法をとらせていただいたということでござります。

以上でござります。

○滝委員 本日は参考人質疑でございますからここで議論をするつもりはありませんけれども、とにかく国民が納得するような説明をしていただかなければなりません。

○相沢委員長 次に、通告をさせていただいている事項について、順次申し上げたいと思います。

○滝委員 先ほど申しましたように、通常でないことをやつておられるわけでございますから、例えば国民の目から見て何を考えているかというと、次の問題

は配当の問題でございます。

確かに、商法に規定された条件に合致するような配当の仕方をこの六月の総会でおやりになつたかもしませんけれども、國民からはやはり、千七百億円もの公的資金の注入を受けて、そんな配当する余裕があるの、配当するぐらいならば当然それは不良債権の償却に回すべきじゃないの、こ

ういう気持ちは、これは率直にあるというふうに思つてございます。

債権放棄は、仮に形式上債権放棄をせざるを得ないということであれば、回収努力はそれではどうするのか。全く回収できないから債権放棄する

けでございますけれども、日本リース、日本ランディック、エヌイーディー、こういうところに対して経営支援をするに当たって、例えば利益金の処分あるいは取締役等役員の待遇の問題、そういう点についてどういうような条件を要求して

いるのか、その辺のところもあるべく詳しくお話をいただきたいと思います。

○大野木参考人 この点につきましては三社の方から御説明があるのはあるかと思いますけれども、私どもとしては長銀のリストラ案、これをまづつくりまして、これなどを参考にして各社でできるだけ厳しい処置をとるよう、そのように依頼しているといいますか、お話ししているという状況でございます。

○滝委員 時間がありませんので、次の最終的な質問をさせていただきたいと思うのでござります。公的資金を今回この春に注入をいたし、そしてこのリストラ案ではさらに再度注入を要請されるというようなうわさが流れているわけでございますけれども、やはりその前提として、今までの経営責任、特にバブル期以降の経営責任について内

部的に明らかにしていく必要がある。そうでなければ国民はなかなか納得できない問題があらうかと思うのでございます。

その際に、内部的な調査だけで十分かというような疑問もあるのでござりますけれども、とりあえず内部的にその経営責任を明らかにする。そういうためには、バブル期の事業に関与していない人たちでもって調査委員会をおつくりになつて、その辺のところの経営責任を明らかにする、そういう必要があるのだろうと思うのでござります。

特に、今お述べになりました相談役さんの退職功労金が何と九億三千百万円もある。それは、いろいろ規定上当然のごとく支出されたと思うでござりますけれども、そういうことも含めて、やはり国民はもう一遍経営責任について内部的にでござりますけれども、これについてどうお考

えなのか、お答えをいただきたいと存じます。

○大野木参考人 お答えいたします。

確かに今から考えますと大きな金額だったわけですが、まだあります。当時の一般的な計算基準と

違いますけれども、おやめになる

じやないということと、それから、おやめになる

十一年ぐらいの間は会長でいらっしゃいまして、特にバブルのときは会長という職場でございまして、個別のいわゆるバブルに関しました案件でござりますけれども、そういうものには全然タッチしていかなかったという事実がございますので、あえて一言申し上げさせていただければと思いま

す。

○滝委員 内部調査についてもう一遍はつきりとお答えいただきたいと思います、内部調査全般についての。

○大野木参考人 内部調査につきましては、これから実行する予定でございます。

以上でございます。

○相沢委員長 次に、倉成正和君。

しかしながら、公的資金の投入については、国民の理解を得るに、今経営責任の問題がありまして、それ以外に、最低でも二つの条件が必要だと思います。その一つは、思い切った経営改善策、すなわち大胆なリストラの実行であり、たけれども、それ以外に、最低でも二つの条件が必要だと思います。その一つは、思い切った経営改善策、すなわち大胆なリストラの実行であり、二つ目は、経営実態の徹底した情報開示です。

この二点が不十分であれば、本年七月度の全国企業倒産数、前年同月比二八%増、千六百七十三件、七月では戦後最悪の数字でありますけれども、こういう異常な倒産件数を記録するという大変な不況の中、国民があえいでいるわけですから、その中で国民の理解を得るということは到底できない。そういう観点で、本日の出席の参考人の方に御質問をいたしたいと思います。

まず、長銀の大野木頭取にお尋ねいたします。

サンデー毎日の中月六日号だと思いますが、長銀の職員の給与、手当というのは、その中の記事によりますと平均九百六十三万円、大手十九行の中でも第四位という高水準です。八月二十一日に出ました今回の経営改善策におきましては、賞与について管理職三分の一(カット)、非管理職二分の一(カット)という数字になっております。

しかし、これではいかにも不十分ではないでしょうか。公的資金を投入することについて、不況にあえいでいる国民の理解が得られるでしょうか。少なくとも、賞与は全額カット、給与についても數十%のカットをするというところまで踏み込むべきであると考えますが、いかがでしょうか。

○大野木参考人 お答え申し上げます。

長銀の場合には、歴史的にホールセールバンク

の関連会社を通じて行っていくということが必

要で、そのためには、ボルセルバンク

として業務が割と単純なものであつたわけですが、

大野木頭取からお願いします。

○大野木参考人 お答え申し上げます。

長銀の場合には、歴史的にホールセールバンク

として業務が割と単純なものであつたわけですが、

三十六万ぐらいのレベルまで下げるということを考えております。

○倉成委員 今、七百三十万という数字があります。ただいま先生の御指摘のようなことは当然やらないでくださいと存じます。

○大野木参考人 お答えいたします。

確かに今から考えますと大きな金額だったわけですが、まだあります。当時の一般的な計算基準と

違いますけれども、おやめになる

じやないということと、それから、おやめになる

十一年ぐらいの間は会長でいらっしゃいまして、特にバブルのときは会長という職場でございまして、個別のいわゆるバブルに関しました案件でございますけれども、そういうものには全然タッ

チしていかなかったという事実がございますので、あえて一言申し上げさせていただければと思いま

す。

○滝委員 お答えいたしました。

それから、杉浦元会長でござりますけれども、

この二点が不十分であれば、本年七月度の全国企

業倒産数、前年同月比二八%増、千六百七十三

件、七月では戦後最悪の数字でありますけれども、こういう異常な倒産件数を記録するという大

変な不況の中、国民があえいでいるわけですから、その中で國民の理解を得るということは到底

できない。そういう観点で、本日の出席の参考人

の方に御質問をいたしたいと思います。

まず、長銀の大野木頭取にお尋ねいたします。

サンデー毎日の中月六日号だと思いますが、長

銀の職員の給与、手当というのは、その中の記事

によりますと平均九百六十三万円、大手十九行の

中でも第四位という高水準です。八月二十一日に

出ました今回の経営改善策におきましては、賞与

について管理職三分の一(カット)、非管理職二分の一(カット)という数字になっております。

しかし、これではいかにも不十分ではないで

しょうか。公的資金を投入することについて、不

況にあえいでいる国民の理解が得られるでしょうか。

少なくとも、賞与は全額カット、給与についても數十%のカットをするというところまで踏み込むべきであると考えますが、いかがでしょうか。

○大野木参考人 お答え申し上げます。

長銀の場合には、歴史的にホールセールバンク

として業務が割と単純なものであつたわけですが、

大野木頭取からお願いします。

○大野木参考人 お答え申し上げます。

長銀の場合には、歴史的にホールセールバンク

ンク三社お越しですけれども、エヌイーディーの元代理取締役の方に今の件についてお答えいただきたいと思います。

○中島参考人 お答え申し上げます。

エヌイーディーは、一九七二年に長銀が中心となつてつくられた日本初のベンチャーキャピタルでございます。七二年以降、ベンチャーキャピタル業務を営業する過程で総合金融会社を目指したこと、これが第一点。それから、ベンチャーキャピタル業務というのが、御承知のとおり非常にどちらかというと安定性について若干問題があると申しましようか、当たれば大きいのでございますが、一方では失敗するケースもかなりある。こうしたことから、経営の安定性に若干問題がある。安定性を求めるために金利収入の営業を強化した、こうしたことでございまして、もう一方は、資金調達が非常に容易であったというようないろいろな要素がありまして、だんだん貸金業のウェートが高まつていったわけでございますが、その過程において、長銀から案件の押しつけとかいうことは一切ございませんでした。当社の独自の判断ですべて営業したということでございます。

以上でございます。

○倉成委員 この問題に立ち入っているとそれだけ時間が終わってしまいますので、次の質問にさせていただきたいと思いますけれども、長銀及び関連ノンバンクにおいて実質上のペーパーカンペニーを設立して、不良債権の飛ばしを行つていたのではないかという話があります。これについて実態を明らかにしていただきたいと思います。

長銀及び関連ノンバンク三社の代表者の方にお願いしたいのですが、公的資金の投入を申請している中で、不良債権の処理についてこれまでに疑問が提示されている以上、すべての関連する会社の経営データ、融資関係について公表すべきであると考えますが、いかがでしょうか。まず、長銀の大野木頭取、お願いします。

○大野木参考人 先生の御指摘の会社でございま

すけれども、これはすべて私どもの担保物件を債務者から切り離して、いわば担保の汚染化を防ぎ、クリーンなものにするということから、それを事業化するステップに向かわせて、それで事業を立ち上げて、そしてその担保の価値を上げて債権の回収を図っていく、こういう目的のものばかりでございます。

○倉成委員 その辺の解釈になりますと、飛ばしながらそういう不良債権を外してしまってきれいにしている。しかし実際にには、その関連の会社あるいは採用会社の方に不良債権が移つていく形、そういう疑惑があるわけですから、そういう疑問が提示されている以上、その辺のところの関係をどういうことがあったのか、全面的に、きょうこの場でのお答えでなくて、文書でぜひ回答をいただきたいと思います。

次に、ちょっと個別のことと、個別の会社が余りにもたくさんあるので、全部の会社についてお尋ねしていると、会社の名前を言つておられる時間が来てしまふよな感じをいたしますが、その中で、長銀の大野木頭取にお尋ねいたしましたが、有楽町総合開発、新橋総合開発、日比谷総合開発という三社があります。

この会社は、住所を見ますと同じところにあります。それから、それぞれ設立が間もない会社であります。その決算書がここに、手元にありますけれども、少なからず、違法な行為が仮になかったとしても、いろいろな意味で本体の実力以上の債権を、不動産を抱き込んで、そしてそれを、今おしゃつたようなテクニック的なものはあるかもしれませんけれども、そういったことを使いながらどんどん拡大していく。それが今日の経営不振の原因であると思いますので、その辺のところの経過も含めて、これはぜひ情報の開示をしていただきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○倉成委員 この中身についてもいろいろ触れておられる時間がかかるままになりますけれども、少なくとも、違法な行為が仮になかったとしても、もう既に債務超過に陥っている会社なわけですねども、この辺の会社が、長銀あるいは関連ノンバンクとの関連はどうだったか、設立の経緯はどうだったのか、そして、この三社については長銀グループの不良債権受け皿会社ではないかといふ話があるわけですが、経営データとともに融資関係などの実態を明らかにしていただきたいと思

います。いかがでしょうか。

○大野木参考人 お答え申し上げます。

ただいま御指摘の三社は、まさに先ほど私が申しました物件の活性化を目的とした会社でございまして、不良債権から担保を切り離して、それのさらなる汚染を防ぎ、そして権利関係を調整し、そして、例えれば更地をきめつと自分のものにして、そこから例えればビルを建てるなりマンションを建てるなり、そういうことをして収益を上げて建物の後に設立したものでございます。

三社があるということは、それぞれの担保物件

の引き取った先がそれぞれ違うということでした

しましたわけでございますけれども、現実には相

当数のエキスペートをそこに派遣しまして物件の

活性化を図つておりますし、かなりのものが既に

四%近い収益を生む物件になつております。そ

ういうわけのプロセスの過程での先生がご

らんになったバランスシートというふうに御理解

賜ればと思います。

以上でございます。

あと一步というところでございましたのですが、実は六月から長銀の信用不安が起りまして、非常に資金面で問題が生じたわけなのでございます。全体的に自転がきめつとできる体制が整つておったわけでありますけれども、各銀行さんから返済の御要請が大変強く出てまいりました。とてもそれをお返しするだけの資金の調達力が今なかなかないということで、大変窮屈に陥つたわけでありまして、ここでもう一度踏み込んだ御了解いただけないというようなことになりまして、長銀に最後の支援を依頼を申した次第でございます。

○木村参考人 お答えいたします。

グループの抜本的な改善につきましては、私は、実は昨年、一昨年と銀行の支援によりまして不良債権をかなり処理をいたしておりまして、相当なところでこの三月に改善されておりました。

以上でございます。

○岡本参考人 お答えいたします。

私ども、有価証券報告書を創業以来つくっておられます。公認会計士の判定も受けているわけでございますが、ずっと利益を上げている会社でございます。

○大野木参考人 お答え申し上げます。

次に、ちょっと個別のことと、個別の会社が余りにもたくさんあるので、全部の会社についてお尋ねしていると、会社の名前を言つておられる時間が来てしまふよな感じをいたしますが、その中で、長銀の大野木頭取にお尋ねいたしましたが、有楽町総合開発、新橋総合開発、日比谷総合開発という三社があります。

この会社は、住所を見ますと同じところにあります。それから、それぞれ設立が間もない会社であります。その決算書がここに、手元にありますけれども、少なからず、違法な行為が仮になかったとしても、いろいろな意味で本体の実力以上の債権を、不動産を抱き込んで、そしてそれを、今おしゃつたようなテクニック的なものはあるかもしれませんけれども、そういったことを使いながらどんどん拡大していく。それが今日の経営不振の原因であると思いますので、その辺のところの経過も含めて、これはぜひ情報の開示をしていただきたいというふうに考えます。

次に、最後の質問になるかと思いますけれども、日本リース、日本ランディング及びエヌイーディーの代表者の方にお尋ねしたいと思いますが、今回の長銀の債権放棄の経緯から見て、例えばこれらの会社が既に破綻しているのではないかというふうな話がありますけれども、その辺の実態はいかがなのでしょうか。それぞれ、日本リースの

銀の経営改善策の中で貸付金の放棄が、この三社

に対して総額五千二百億円という金額があるわけですので、そういうもののを受ける以上、何かお話を聞いてみると、そんなに債権放棄を受ける必要もないんじゃないかという感じさせましたけれども、その辺のところを、実際のところをもう少し内容を明らかにしていただくのがぜひ必要ではないかと思っております。

時間が過ぎただの、おれの登門を希望
りたいと思います。

○林沢委員長 次第 上田清司君

早速ですが、予算委員会あるいは金融安定化特別委員会の質疑の中で、今まで金融監督庁長官あるいは大蔵大臣、そしてまた日銀総裁、口をそろえて、長銀は債務超過ではない。しかるに、内容を明らかにしてくださいと私どもが申し上げますと、長官を中心し、答弁は差し控えさせていただきたく、こういうことで委員会が終始しているわけでございます。

一方では、宮澤大蔵大臣は、このまま放置して

おくと大変なことになる、また日銀総裁も、国際関係の中でのデリバティブ取引等を中心に大変なことになる、こういうお話をされておりますのことで、なかなか実態説明というのが進まない嫌いがございます。きょう、こういう機会でございますので、ぜひ実態説明についての御協力をお願いしたいというふうに思います。

私たちも、預金者を守る、金融システムを守らなければならない、こんな思いは同時であります。きちんと事実を明らかにしていただきまして、そうすれば対策もあるし、何よりも国民と市場に対する皆様方の責任がある、私はそんなふうに思っております。

少なくとも、過日の宮澤大蔵大臣みたいに、住専での公的資金の六千八百五十億は、実は農林系系統の預金者を守るためであって、言つてはいることとやつていてることが違いましたというような、そ

○大野木参考人 ういうことに後でならないようにしていただきたい、こんな思いを持っておりますので、確認いたしますが、正確に事実を述べていただけますか。

○上田(清)委員 お答えいたしました。
こういふ機会でございますので、誠心誠意お答えしたいと思ひます。

取り出しましたら、当時、三月期に「決算上必要
は賃金四厘半俸と越之二三〇三考之て、ます。」

と

いうのは、どういう意味なのでしょうか。今回の連会社につきましては、今回処理しました三社の七千五百億の不良債権処理という計画発表と比較すれば、とても、峠を越えたというようなホームページを出すこと自体が過ちだったのじやないかななどというふうに私は思っておりますが、いかがでしょうか。

うち二社につきましては、一応収益の自転体制ができ、時間をかけば自力でそれぞれの会社の不良債権も処理できるというようなところまで持つていいたということです。

私どもの不良債権につきましても、一応投資銀行業務への展開等の収益を見込みながら、やや時間をかけて処理していくということで、例えばSSECベースの公表債権での引き当て率が、ちょっと記憶でございますけれども、五十数%だったと思います。これは必ずしも高い方ではございません。しかし、時間をかけば処理していくといふレベルではあつたと、他行比考えて、言えたと

そういう意味で、この三月にやりましたような
ド拉斯チェックな六千億以上の償却というのはなし
になだらかにできるという見込みで、しかもその
体制もスイスの銀行の協調等できつつあった、

そういうことで、そういうことを申し上げたのでござりますけれども、先ほど申しましたように、日本の市場環境といふものは、そういうテンポの不規則の処理、あるいは長信銀の新しい形への脱皮というものの時間を許さないという形で六月に直撃され、今こういうような事態になつたということをございます。

のやほり甘い」といふと、さればマーティン、うつはせはつをうなうぬ

九

○上田(清)委員　今のお説明では、なかなか私には
わかりづらい部分がございました。
少なくとも、このホームページでは、三月期に
おいて二千八十六億の償却をやった、このことが
かなり峰を越したものであったというふうな御判断
断をされておられた。そして、今回七千五百億の
やすい体質であったということの反省は、十分い
たしておるところでございます。

債権処理をされるということであれば、この金額の三倍ですから、とても峠を越したというような代物ではなかつたといふうに、私はこのホームページに関しては思います。やはりそういうナラグというのでしようか、ギャップが、市場が不信感を持つものだというようなことを私はあえて申し上げたい、こんなふうに思います。

それでは、ことしの三月に資本注入一千七百六十六億を受けられたときのことについて伺います
が、これはもちろん、政府というよりは国民に対して配当を約束されるものといふうに私は思つております。このときに配当は幾ら約束される予定であったのでしょうか。

○大野木参考人 お答え申し上げます。
そのときの配当は一%でござります。
以上でござります。

○大野木参考人　お答え申し上げます。
大変申しわけないことではござりますけれども、今回のこの激変を受けました抜本的なリストラ策ということの結果として、お許しをいただければ、その辺、今期につきましては無配とい
うふうでござります。

ます。まことに申しわけないと存じております。

8

さておられます。もちろん、いろいろな法的な観点から見ればそのことも許されることかもしれません。委員の方々には「長銀タコ足配当について」ということで、私、解説をさせていただいておりますけれども、当期の業務純益がマイナスになつていて、任意積立金を取り崩してまでなぜ配当しなければならないのかというのが私の率直な疑問であります。もし任意積立金を取り崩し今まで配当を払うのであれば、その配当の分だけ

○大野木参考人 三月末の配当でござりますが、確かに、法的あるいは会計学的にはそれなりの配当原資があったということでござります。そして、あいいう環境の中なぜそれを強行したかと いうことでござりますが、三月の決算の時点につけましては、確かに、見通しにつきまして先生の御指摘のとおりのことがあつたかもしませんが、一応先行きにつきましてある程度の見通しを

立てておりましたので、やはり安定配当ということが長期的には長銀の経営上優先されるべきではなかろうかというような観点に立って配当をさせたいだいたいということござります。

以上であります。

○大野木参考人 六月の初めから六月の終わりにかけてまして、私どもの株価は、大変お恥ずかしい次第でござりますけれども、二百円から五十円まで落ちて縁会を迎えたということでございます。あの時点で、長崎電気労金の上場は、もちろんこれ

当がない、国民に対して何ら利益のない形になつてくるわけでございますが、そのことで預金保険機構の審査委員会が連するものか。何ら金利、金利とは申し上げませんが、配当も払わないで、かつ、お金だけは注入させていただきたいということが通るものかどうか。このことについての御見解をお伺いしたいと思ひます。

○大野木参考人 お答えを申し上げます。
先ほどもちょっと触れましたのですけれども、
この三月の時点におましましては、きょう集まりました
した三社のうちの二社、日本リースとランディッシュ
につきましては、既に過去並びに三月期に一部
の支援を行っておりまして、一応収益的には自転車
できる体制まで持つていているということです。
支拂付未払うつり付でござります。こ

いただけたかと思いますが。
以上でござります。

○上田(通)委員 実は委員会においてもそのこと
を何度も聞いておるわけですがけれども、金融監督局
長官はそれを発表できぬといふようなことを
言つておられます。が、それが解明できぬと、実
は本当の意味での長銀の問題に関して解明できぬ

は私どもの限られた元役員の話でござりますが、彼ら、少しでも社外流出を吸い上げるべく、上程を取りやめたわけでございますけれども、あの時点でもし配当をやめたといたしますと、恐らくもつとドラスチックなことが起きまして、やはり金融界にあの時点で相当な混乱を起こしたということと、これは全く反対の話でございまして、見事つ

つきましては、まだ検討中でござります。いろいろな要素がございまして、やはりこればかり銀行の資本金になるわけでございますので、そこがどういう業況になるのか、あるいはどういう収益状況になるのか、あるいはそこのB/S比率が合わせて一体幾らになるのか、こういったことにあつては、よくややこしいのです。

月の変化、これで、やはり長銀自身の株価があまり上昇しません。そこで、一応自立したギャンブルで、今後かなりの時間はかかりますが、自力でやっていくといふプランを立てたわけでございます。

しことがなりますので、このことにつしては、少し時間、終わるまでにまだ同僚議員がおられますので、この場で決断していただいて、ぜひ明瞭かにしていただきたいというふうに思います。

それから、長銀の関連会社ですが、お手元に関連企業一覧ということで、こちらでは八十五社出ておりますが、まだほかにも、何か九十七社とい

相違ということは、いろいろな見方があるといふことは当然のことだと思いますけれども、私はしては、あの時点の混乱というのは非常なもののがございましたので、そういう判断で混乱を避けさせていただいたということは御理解賜ればと思います。

すから、私どもとしましては、御負担がなるべくかかるない形の中できりぎりのところというようなことでござります。

新しく申請いたします公的資金はそういうことで新銀行に引き継がれていくわけでございまして、この銀行の収益力と一うのまゝ、反に当地に長年

本筋の再開第2回その時点ではまだ長い名銀行の信頼が引きとめられない、こういう齊金銀り上の問題も生じまして、この時点で急遽抜本策に、時間をかけてやっていくところから一気に抜本的なものに変えていく、それをしてないと企業維持ができないというような状況になつたということです。今回四十回になつて、もう、うなぎの皮を

と誤をさせますか。これは間違いないものでしょうか。それとも、これプラスアルファというのはないのでしょうか。——いいですよ、後でも。結構でござります。

それでは、先ほどもちょっとお話を出てまいりました、与党の議員の皆さんからも、軽々しく僕を攻撃して、一、二の小競り合い、う論争が出てきています。

上田(清)委員 見解の相違がもしませんが、
今日出されておられますようなド拉斯チックな、
ある意味では、全部とは言いませんが、八〇%ぐ
らい評価でくるリストラ案、そうしたものを当時
セットで出されておられれば、配当がなくともむ
しろ市場は好感で迎えていただけるというふうに
私は思っております。このことを改めてお伝え

銀と住友信託さんの業務純益を合わせただけでも、単純に合わせても三千億。その間に、私たちも、当然新銀行の合理化努力、あるいは業務のシナジーの効果とかいろいろなものが考えられますので、もっと期待したいと思っていますが、そういうようなことを前提にしておる状況でございます。

○上田(清)委員　お手元に資料で御配付させていただいておりますが、長銀を中心とするノンバンクへの資金の流れ、それからまたさまざま子会社、関連会社への流れをお渡ししておりますが、今のお話で、少しじっくり不良債権を処理しようとしているところがござります。

株式を手取って、いっしょのかたへなどして譲り受けたりますが、日本リースに関して、有価証券報告書によれば譲渡担保が七百億あります。昨年も二百十一億回収しております。これをそっくり債権放棄をされるというのは、少なくとも担保がつき、なおかつ昨年も実績として二百十一億回収をされている、では引き続き回収したらしいじゃないかというの私が私の議論であります。なぜそういうのが

し、国民の関心は、まさしく税金から公的資金が投入されていて資本注入されるその銀行が、一般株主には配当されるということが理解しがたいことだということを改めてお伝えしたいと思います。

それでは、無配でということを九月期の中間決算においては言っておられるわけですが、公的資金を申請されるということも発表されておりますが、すばりお聞きしますが、金額はどのぐらい予定されているのか。

それから、無配だということになりますと、配

以上でございます。
○上田(清)委員 それでは、九月中旬決算で七千五百億の不良債権の処理をすると発表されたわけですが、我々の立場からすれば、三月においては少なくとも不良債権ではなかつたものが、なぜ五ヵ月たつと不良債権になるのか。また、不良債権だというふうに思われれば、当然引き当てをつけておかなければいけない。こういう矛盾する形が出てきているのですけれども、この部分についての考え方はどのように整理されているのか、お伺いしたいと思います。

と思つたが、市場の動きの速さなどを含めて、一気に債権処理することが必要だということで、七千五百億の不良債権処理に至ることを考えたということをお伺いしましたが、それでは、少なくとも日本リースあるいは日本ランディック、エヌティーダイリー、この三社に関しての引き当てはどのようになさつておられたのでしょうか。

○大野木参考人　お答え申し上げます。

個別の会社の引き当てというものにつきましては、ちょっと御容赦いただきたいと思うのですが、私はこれまでの御説明でお察しのとおりでありますけれども、状況は今までの御説明でお察しのとおりであります。

う議論にならないのでしょうか。
もし、極めて簡単に回収できるとは言いませんが、回収できるものをあえて債権放棄されるようなことになれば、これは株主に対する責任行為になりますよ。この辺は御検討されたのでしょうか。
○大野木参考人 お答えいたします。
まず日本リースに対する担保でございますが、債権譲渡子約ということになります。したがつて、担保的にはやや弱い担保であるということをございます。

○大野木参考人 お答えいたします。

い
ま
す
が、

債権譲渡予約ということになります
で、担保的にはやや弱い担保であると
いえます。

。したがつ
いふことで

それから、日本リースでございますけれども、やはり日本リース 자체、先ほども申しましたように、七万社に近い中小企業の取引、百数十社に及ぶ銀行取引がございます。そして、このリストラによりリース会社としてきちんとやっていけるという会社でございます。やはりここは、私どもとしましては、この会社を倒すということは、それ自身非常に社会的な影響がござりますし、またそれは、やはり長銀の信頼というものに基づいて各行さんが取引をしているわけでございますから、すなわち長銀の信頼感、マーケットにおける信頼、そして全体の混乱、こういう引き金になると、いうことでございます。

したがいまして、私どもは、他行にいろいろなことを、債権放棄も依頼するというようなプロセスでここを立て直すわけでございますので、やはり私どもがそこまでいたしまして、そして全体の再建計画を実現するということが、当行のためにも、そして金融機関全体のためにも、あるいは中堅、中小企業のためにも必要であろう、このようないくつかの判断をいたした次第でございます。

以上でございます。

○上田(清)委員 それはやむむちやかな議論ではないかなというふうに私は思います。

少なくとも昨年二百十一億回収できるような担保がついている。そうであれば、それは確実に回収することが、まさしく業務として必要な最小限度のルールではなからうかというふうに私は思いますが。もしそういう債権放棄をする中で、その部分が償却に回って、公的資金をどんどん申請すれば、もう回収なんか面倒くさいからどんどん債権を放棄したらいいじゃないかという議論になってしましますよ。

改めてそのことについてはお伺いします。二百亿一億という昨年回収できた部分、この譲渡担保につきの七百億について、本当に検討されたのか、何で放棄されるのか、確認したいのです。

○大野木参考人 お答え申し上げます。

建というこの大きな目標のために、やはり債権の放棄といふものが必要不可欠ということで判断した次第でございまして、これがやはり、日本リースが万ーのケースになった場合の大きな混乱、それとを比較いたしましたと、やむを得ない措置だつたというふうに考えております。

も、大もとはどこだということをやはり国民にきちっと我々は明らかにして、そのことの中ではりたえられる、いろいろな意味での長銀の再建、あるいは新しい銀行になる場合にはその新しい銀行に対するまさに国民的な支援というものは、そういう臭いものについて、情報開示も含め

○相沢委員長 午後一時から再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十一時四十八分休憩

午後 時開議
○相沢委員長 休憩前に引き続き会議を開きま
す。

質疑を続行いたします。海江田万里君

6

○海江田委員 民主党的海江田でございます。時間が十五分と限られておりますので、どうかお答えは手短にお願いをしたいと思います。

私は、田本リースの岡本社長を中心にお尋ねをすることになると思います。

日本リースでは有価証券報告書をお出しになつてゐるまゝで、二月を見送せて、いただきましたけ

れども、営業貸付金、これが全体で、九八年三月

末で六千四百十七億円ござります。この報告書には貸し出しが多い順に、十社でございますけれど

も、名前が書かれております。

で見てまいりまして、一つは、銀座二丁目のビル

でございますが、これは今本社が入っているところでございます。もともとは地上げをした土地で

じもいますが。それから、この貸し出し上位十社のうちの第五位の都地所と、「うら二番」、それから

第七位のエー・エル・エー、第八位の葛西不動

産、それぞれ二百五十五億円、一百六億円、百八十一億円貸し付けをしておりますから、この三社

で合計六百四十四億円でござります。

このそれそれの会社 実は 実際の窓口には
がお話をしました銀座二丁目のビルでござります

けれども、登記簿をとつてみましたら、登記簿の上の本店の所在地というものは日本橋蛎殻町一の三

十二の七とどうどござります。私、行つて
ぬまじにが、こまなたで、必ず戻らへと歸つて

みましたら、これに才覚、みてねらしいと言ふはなんでいれいますけれども、はつきり申し上げ

まして幽霊ビルのようなところでござりますね。社長は、一度、この都地所ですかそれから

十一 ランテ、クは千九百七十二 エヌイー
ディーに千二百五十三億、いずれも債権を放棄するか他の格好で償却をした、こういうふうに承つていいのでしようか。これは後で確認いたしますが、先ほどイ・アイ・イに百五億あることをお認めになつたわけですが、これは十年の三月期末で分類されているのか、されていないのか、引き当てをどのぐらい積んでいるのか、お答えください。

支援が一千百億というふうに書いてありますと、長銀に対する債務は八百二十九億だと書いてあるんですよ。約二百数十億が、ランディックの方は長銀に借りていない金まで何かプレゼントでいるだくのかどうなのかといふことになると思うんですよ。この支援の中身というのは何ですか。つまり、債権放棄のほかに何があるんですか。

では収益の安定性に若干欠けるという認識がございまして、安定収益の道として不動産担保金融を拡大した、この過程においてこれらの債務者に対して貸し金があえた、こういう事情でございます。

ういうところまでは行つておりませんで、まああくまでも常の、私の認識といったしましては、上場会社の役員の退職功労金としては妥当な額ではなかつたかと私は思つておるわけでござります。はつきり申し上げると、七千万台でござります。

○大野木参考人 大変申しわけございません。今
の御質問をもう一度おっしゃっていただけます

○大野木参考人 お答え申し上げます。
三末の残高は、確かに先生の御指摘のような金

連貸付業務の処理、圧縮というのが再建計画の一つの大きなテーマだ、こう言つていらつしやいさ

けでございまして、ビル事業というのは、先生よく御存じのとおり、最初は非常に利回りが低いわ

（仙谷委員「はい」と呼ぶ）先ほど私は、イ・カ。（仙谷委員「はい」と呼ぶ）アイ・イについて……（仙谷委員「では桃源社」と呼ぶ）桃源社につきましては、たしか融資取引があると記憶していると申しましたが、ちょっと金額は覚えておりません。申しわけございません。

額でございました。ただ、四月から六月、特に六月のあの状況で、ランティック自体非常に資金繰りが苦しくなりまして、結局私どもからの融資で頼らざるを得なくなつたということで、現在残が千百億になつたということをございます。

○仙谷委員　いいですか。ランティックさんにいただいた経営改善計画にも長銀分の借入金残高八

す。それからエヌイーディーの方は、不稼働債権の処理、資産管理会社の清算、何をするということを考えておるのですか。つまり、そういううそ合社が孫会社あるいはペーパーカンパニーとかわざりませんけれども、そういうところに貸し付けた債務免除したり、そういうことをするということとな

けでございまして、やはりランディング・クの本体と別働隊みたいなものをどうしてもつくって、そこまでやりまして、そのビルの利回りを、いいテナントをとるとか家賃を上げるとか稼働率を上げるとか、そういう形で資産の価値を上げていくといふのが通常の手法でございまして、そういう形でやりました会社が今我が社は四社ございます。これ

○大野木参考人 お答え申し上げます。
今のイ・アイ・イにつきましては、引き当ては
しているのか、お答えください。

百二十億と書いてあるから僕も書いてしまったんじやないですか。それが、今から経営改善計画を立ててのに、三百億もサバ読んだ話が、それからあえたんだなんて、きのうのサラ金がまたあえたみたいな話と同じじゃないですか。それを放棄した後あるなんていふ話がどこにありますか。放棄した後資本注入することが予定されておる話でしょう、

のでしょか。それが一点。
それから、そのお答えになる前に、皆さん方が
長銀の従業員をやめられるときにもらつた退職金
金、取締役をやめて、そしてこれら関連会社に朴
長あるいはそれに類する代表者として天下つたと
きの退職金及び退職慰労金、この額を答えてから
今の私の質問に答えてください。どうぞ。

は実質的にちゃんとビルの運営会社でございま
す。

そういう形でスタートしたものが、その後思つ
たように家賃がもちろん上がりませんし、むしろ高
い家賃が下がってしまったりしておりまして、そこ
に若干の、若干と申しますか、かなりの損がた
まってしまったわけでありますので、現在の時価

ざいますので、ちょっと金額とか詳細につきましては御容赦いただきたいと思いますが、相当の引

それでは、時間がございませんので、エヌイー
れ。

私、行員を退職いたしましたのは、たしか十年近く前でございまして、退職金の額は定かには覚

いう形で再建計画を組み立てておるわけでござります。

それで、第三分類、四千四百億程度のものを引き当てるわけですが、第三分類として計上されておるわけでありますが、これの引き当てが何%なのかということと運動しますので、そこはお答えいただきたいと思うのです。

不動産融資なんというのは、どういうベンチャーと関係あるんですか、教えてください。

○中島参考人 お答え申し上げます。

桃源社とか中外鉱業はベンチャーとは私どもも思っておりません。先ほど午前中の御質問のときにもお答え申し上げたんですけども、エヌティー・ディーとしては、ベンチャーキャピタル業務だけ

住宅の返済金で手取りはほとんど残らなかつた記憶がございまして、そういう意味で、恐らく二万台ではなかつたかと思つております。

あつたのではないかと思います。役員の退職慰労金は約一億でござります。それから、エヌイーディーの関係会社の整理につきましては、私どもから関係会社に対する貸付金の放棄と、いう形で行いまして、関係会社をすべて清算する、こういう予定になつております。以上でございます。

き当てておるわけであります、第三分類として計上されておるわけであります、これの引当

○中島参考人 お答え申し上げます。

憶がございまして、そういう意味で、恐らく二千
万台ではなかつたかと思つております。

あ、たのでいたいだと思ひます。従員の退職慰労金は約一億でございます。

それからもう一点、長嶋さんはお伺いしておきたいのは、今度の支援で、ランディックに対する

にもお答え申し上げたんですけれども、エヌイー・ディーとしては、ベンチャーキャピタル業務だけ

までおると思いますが、平均一億二千万というような記述がございますが、私はとてもそ

て清算する、こういう予定になつております。
以上でござります。

<p>○仙谷委員 終わりますが、私の方から質問事項を、特に整理、清算に係る質問事項を細かく出してございますので、後にこれを文書あるいは資料でお出しいただけます。</p> <p>○木村参考人 極力そういう方向で取り計らいたいと存じます。</p> <p>○中島参考人 極力御協力申し上げたいと思います。</p> <p>○仙谷委員 終わります。</p> <p>○相沢委員長 次に、上田勇君。</p> <p>○上田(勇)委員 平和・改革の上田勇でございま</p>
<p>早速ですけれども始めさせていただきますが、もう既に長銀の方には三月に公的資金、国民の血税が投入されているわけありますし、近々さらに公的資金の申請をするというふうに先ほど伺ったわけであります。やはりこれは、国民の税金を使う以上、国民は、その資金がなぜ必要なのか、どのように使われるのか、どのような効果があるのか、こういったことを正確に知る権利があるのは当然だというふうに私は思うわけがあります。やはりこのは、国民の税金を</p> <p>今度の七千五百億円の処理は、三月時点の分類を考慮すると、故意にその辺をわからなくしていいた、隠べいしておられたと言われても仕方がないようになります。主としては二分類を対象としております。二分類の債権と申しますのは、生きている債権も死んでしまった債権と申しますが、一応収益自</p> <p>転分入つておられる方へお話をさせていただきますと、政府の方は、何かこのままほうつておくと大変なことになるぞということは繰り返しおしゃるのですけれども、具体的なことを伺うと答</p> <p>えを、まず根拠を伺いたいというふうに思いました。</p> <p>○大野木参考人 お答えいたしました。</p> <p>今度の七千五百億円の処理は、三月時点の分類を考慮すると、故意にその辺をわからなくしていいた、隠べいしておられたと言われても仕方がないようになります。主としては二分類を対象としております。二分類の債権と申しますのは、生きている債権も死んでしまった債権と申しますが、一応収益自</p> <p>転分入つておられる方へお話をさせていただきますと、政府の方は、何かこのままほうつておくと大変なことになるぞということは繰り返しおしゃるのですけれども、具体的なことを伺うと答</p> <p>えを、まず根拠を伺いたいというふうに思いました。</p> <p>○大野木参考人 お答えいたしました。</p> <p>今度の七千五百億円の処理は、三月時点の分類を考慮すると、故意にその辺をわからなくしていいた、隠べいしておられたと言われても仕方がないようになります。主としては二分類を対象としております。二分類の債権と申しますのは、生きている債権も死んでしまった債権と申しますが、一応収益自</p>
<p>転分入つておられる方へお話をさせていただきますと、政府の方は、何かこのままほうつておくと大変なことになるぞということは繰り返しおしゃるのですけれども、具体的なことを伺うと答</p> <p>えを、まず根拠を伺いたいというふうに思いました。</p> <p>○上田(勇)委員 ちょっと今までの審議を見ていま</p> <p>す。そこで私は、実態が明らかにならない、何となく隠そそうとするような感じがあるのに、国民はむしろ逆に不安になつて、本当に我が国の金融システムは大丈夫なんだろうかということの不安を募らすのじゃないかというふうに思うわけであります。その意味で、ぜひきょうは率直なお話を当事者の皆さんからお伺いしたいというふうに思うわけであります。</p> <p>これまでの質問の中でも、今回長銀が債権放棄しましたノンバンク三社、借入金を不動産融資に使つて、それがバブルの崩壊以降返済不能になつたというふうに理解しておりますけれども、バブルが崩壊したのは九〇年代になつて、もう相当期</p> <p>間経過しております。ところが、この点、まず初めに長銀の大野木頭取にお伺いしたいのですが、お出ししいただけます。</p> <p>○木村参考人 極力そういう方向で取り計らいたいと存じます。</p> <p>○中島参考人 極力御協力申し上げたいと思います。</p> <p>○仙谷委員 終わります。</p> <p>○相沢委員長 次に、上田勇君。</p> <p>○上田(勇)委員 平和・改革の上田勇でございま</p>
<p>すね。それではほとんどが回収可能であるというふうに見込んでいたのが今回債権放棄するということは、これはもう、当然それは公的資金の導入を自己査定結果では第四分類はゼロでありますし、第三分類にしたって四千四百億円しか計上されないのであります。果たしてこの債権放棄するとした七千五百億円はどの分類に入っていたのか。</p> <p>また、こうした債権は地価の下落で不良債権化したはずでありますので、三月の時点でもう既に回収が見込めなかつたというふうに判断するのが当然かと思うのですけれども、どうもそういうことを考えると、故意にその辺をわからなくしていいた、隠べいしておられたと言われても仕方がないようになります。主としては二分類を対象としております。二分類の債権と申しますのは、生きている債権も死んでしまった債権と申しますが、一応収益自</p> <p>転分入つておられる方へお話をさせていただきますと、政府の方は、何かこのままほうつておくと大変なことになるぞということは繰り返しおしゃるのですけれども、具体的なことを伺うと答</p> <p>えを、まず根拠を伺いたいというふうに思いました。</p> <p>○大野木参考人 お答えいたしました。</p> <p>今度の七千五百億円の処理は、三月時点の分類を考慮すると、故意にその辺をわからなくしていいた、隠べいしておられたと言われても仕方がないようになります。主としては二分類を対象としております。二分類の債権と申しますのは、生きている債権も死んでしまった債権と申しますが、一応収益自</p> <p>転分入つておられる方へお話をさせていただきますと、政府の方は、何かこのままほうつておくと大変なことになるぞということは繰り返しおしゃるのですけれども、具体的なことを伺うと答</p> <p>えを、まず根拠を伺いたいというふうに思いました。</p> <p>○上田(勇)委員 ちょっと今までの審議を見ていま</p> <p>す。そこで私は、実態が明らかにならない、何となく隠そそうとするような感じがあるのに、国民はむしろ逆に不安になつて、本当に我が国の金融システムは大丈夫なんだろうかということの不安を募らすのじゃないかというふうに思うわけであります。その意味で、ぜひきょうは率直なお話を当事者の皆さんからお伺いしたいといふうに思うわけであります。</p> <p>これまでの質問の中でも、今回長銀が債権放棄しましたノンバンク三社、借入金を不動産融資に使つて、それがバブルの崩壊以降返済不能になつたというふうに理解しておりますけれども、バブルが崩壊したのは九〇年代になつて、もう相当期</p> <p>間経過しております。ところが、この点、まず初めに長銀の大野木頭取にお伺いしたいのですが、お出ししいただけます。</p> <p>○木村参考人 極力そういう方向で取り計らいたいと存じます。</p> <p>○中島参考人 極力御協力申し上げたいと思いま</p> <p>す。</p> <p>○仙谷委員 終わります。</p> <p>○相沢委員長 次に、上田勇君。</p> <p>○上田(勇)委員 平和・改革の上田勇でございま</p>

にはいかないといふことがあります。

それでも、ことしの三月のバランスシートを見ますと、先ほど質問にも出ましたが、資本の部、これは準備金等も入れて七千八百七十二億円というのがバランスシートに載っております。今回不良債権の償却額七千五百億円、先日、金融監督庁の方からの御説明では、いろいろ不動産の売却だと他の勘定からの繰り入れとかも入れるのですが、資本の勘定からの減額というのは六千三百億円だと。

ところが、先ほど私、ちょっと大野木頭取の方の御説明で、九月末の自己資本というものは、償却した後五千五百億円というふうに伺つたんですけども、ちょっとこれ数字が合わないような気がするんですけれども、その辺ちょっと御説明いただけますか。

○大野木参考人 お答えいたします。

若干整理して申しますと、三末の自己資本は単体で七千八百ございました。これに対して連結の自己資本は一兆円でございます。それで、BIS比率とかそういったものは連結でやつておるわけだと思います。こうしたものに本期の収益見込みとかあるいは本店売却とかそういったものを加えますと、それがそれぞれ、単体で七千八百が一兆、それから連結が一兆二千億というようなことになります。

こうしたことと財源として七千五百億円の処理をするということで、そういう意味では、九八年三月末はもちろんのこと、今回の不良債権を行つた後でも債務超過ではないと、そして、この七千五百億の処理を行つた後でも五千五百億連結で資本勘定が残るということを申し上げたということです。それから、委員長、ちょっと発言よろしくなさいますか。

○相沢委員長 はい。

○大野木参考人 実は、この債務超過かどうかといふ午前中の上田先生の御質問に対しまして、金

融監督庁の検査結果でも、まだ終わっていない

けれども、途中の感じでは債務超過じゃないと私は

どちら、伺つているところでは、住友信託は正常債権だけ引き受けるという方針であると。また、他の報道によりますと、その合併の前提として、

公的資金による資本注入が行われる

こと、申しわけございません。これはちょっと

いかということは決してございません。先ほど私

が上田先生の御質問に對しての答えを訂正させていただきましたとおり、まだその最中

いまして、監督庁検査についてはまだその最中

で、結果については何ら報告、通知を受けておりません。非常に誤解を招く発言で、まことに申しわけございませんでした。訂正させていただきたい存じます。

以上でございます。

○上田(男)委員 金融監督庁の検査で債務超過になつてゐるかなつてないとかというのは、その

検査の報告が我々には公表されておりませんので類推するしかないのですが、どうも、今の御発言

で言えば、関係者の方にはほぼもう公表できるぐ

らいの精度で大体固まっているものが示されてい

るというふうに聞こえたのですけれども、何か報

道では、合併の協議を進められてる住友信託さ

んの方にも大方の内容はお知らせになつていると

いうことでありますし、この検査報告について住

友信託さんも、合併の協議を進めるに当つて、

これは新聞のインタビューに住友信託の専務がお

答えになつてゐるのですが、「金融監督庁は一日

も早く検査結果を示してほしい」ということであ

りますので、やはりこれはこの辺を明らかにさせ

ていく必要があると思ひます。

我々は、先般の委員会の中での検査報告、

早く委員会にも報告してほしい、公表してほしい

ということを政府の方にお願いしたのですが、そ

れについて余り前向きなことはございませんで

した。住友信託さんの方もこれについては明らか

にしていいというようなニュアンスであります

し、もちろん個別の、一つ一つの取引関係といふ

ことになりますとプライバシーの問題もあると思

うのですけれども、長銀さんはこの報告が

正當債権という言わわれ方をなさつておりますけれども、これは必ずしも第一分類とかいうことであります。ただし、私どもができるだけ不良債権の処理をした上で私どもの債権を引き離いでいくということがでございます。今回の処置はその大槻をなすもな開示をしていきたいというふうに考えております。何ら報告、通知を受け入れておりません。

それから、ただいまの先生の御質問でございましたとおり、まだその結果については何ら報告、通知を受け入れておりません。されども、私は今長銀さんと住友信託さんで協議すべきだとはっきりしたいとは思つておりますけれども、金融監督庁の検査結果をそのままやるべきかどうかということは、まだこれからの検討事項として考えていただきたいと思います。

いずれにしましても、そういったものをベースとした自己査定等については、できるだけ積極的な開示をしていきたいというふうに考えております。

○大野木参考人 お答えいたします。

○上田(男)委員 いや、先ほどのお話では、今回償却されます七千五百億というものは三月の自己査定では第二分類に分類していたものだというふうに伺いましたけれども、ところが、第三分類にも

分類している、いわゆるもつと悪い債権、これも償却しなければいけないわけですね。それが四千四百億でしたか、ある。

○上田(男)委員 いや、先ほどのお話では、これがノンバンクについても、三社についてはこれで報告されている内容が本当だというふうにして

も、どうもいろいろな情報を見ますと、まだ合計では関連ノンバンクというのは七社ある。その

融資残高が全部四千億円近くあるんじゃないかというふうに言わわれております。

そうすると、八千億を超えるような、まあこの

融資残高が全部不良債権化しているというわけではないのかかもしれないが、まだかなりの額の、

今回償却を予定しているものよりも悪いと想定されるものが、あるいは同等と想定されるものがあるんじゃないかというふうに思うのですね。しか

め、株式の含み損、先ほど御説明ありましたよう

に、これはもう償却財源としては使えない。どう

も、こういうことを考えますと、本当に健全な

かな、自己資本が残るのかなというが、先ほど

お答え申し上げます。

○上田(男)委員 ちょっと次の話に移らせていた

だきますが、今長銀と住友信託との合併協議を進

めておられるというふうに承知しておられますけれ

(清)委員 「簡単でいいですから」と呼んではい。

先ほど二分類からと申しましたのは、関係会社の点について申し上げたわけございまして、日本リースとそれからランディングは二分類ということございます。ですから、七千五百億は二分類と三分類両方からということをございます。

それから、SECのベースの公表がございましたが、これは、日本リースとランディングは、もう既に先ほど申し上げておりますように、収益自転が可能な先ということを考えておりますので、これはSECベースには入っておりません、三月発表の時点では、それでよろしくございました。

あとは、三月の公的資金の申請そのものにつきましては、私ども、先ほど申しておりますように、飛ばしとかそういうことは一切ないというふうで御理解賜ればと思います。

○中野(清)委員 それでは、その点は安心しましたが、まだまことにお伺いしますけれども、実は、公的資金の導入ということを先ほど申し上げましたけれども、いろいろ議論の中に、私は、政府や大蔵とか監督庁の姿勢の中に、長銀に限ったことじゃないけれども、検査公表は適当でないということで余り言つてないわけですよ。先ほど頭取は、自己査定については積極的にやりたいとおっしゃいましたけれども、もし違う立場で金融監督庁が本来だつたらばこれは適当でないというのでしなかつた場合、それからまた、少なくともそのときに皆さんに対して指摘事項もあるだろう、そういういろいろな情報について、公的資金をお願いする立場であつて、私は、国民に対し長銀としてそういう誠意を持つてどうの程度まで言えるか、この際できるだけ私は発表してもらいたいと思うのですけれども、その点について明瞭にしてください。

○大野木参考人 公的資金を本当に申請いたしました場合には、やはり危機管理審査委員会の方からそれによると、向と申しますが、それを承認する、それにふさわしい、そして必要な、そして公

開される、そういうベースの開示が必ず要求されることはございますので、私どもは、そこに一つ

焦点を当てて考えていただきたいと思っております。

○中野(清)委員 この問題については、今、自主

査定の報告と含めまして、長銀として徹底的に努力をしてもらいたいということだけをお願いしながら、私の本来の質問をさせていただきます。

実は、経営責任の話が銀行の方で出ていました。私は、実は中小企業の経営者として、四十年間、銀行からお金�を借りたとき、会社の社長としてと一緒に、個人の保証をしないでやつたことは一度もありません。ですから、それだけに命がけで經營をやってきました。今回の、銀行を含めた公的資金の導入に対するいわゆる金融機関開業の姿勢というのについては、はつきり言つて不満であります。

その立場で実はお伺いいたしたいと思うのですが、ますけれども、一つは、退職金の問題について、先ほど来大野木さんの方からは、例えば杉浦さんに対する支援策としてお願いしたいといふことがありますけれども、やはり少くとも公的資金を導入するという立場における銀行のトップは、やはりこの際は、やはり一緒に経営責任をやってきた一人として退職金を返していただくのが当然だと思いますが、その点がまず第一点としてお伺いをしたい。

それから、本来は退職金を返せばいいというものが、そのぐらいの腹をもつてやらなければ国民は納得しないと思いますけれども、いかがでございましょうか。

○大野木参考人 今回の、公的資金申請というこれまでお願いする、そういう立場になりましたことはまさに申しわけないと思います。そして、その過程で、私どもが経営責任を含めたりストラクチャードを出したわけですが、その点がますます第一点としてお伺いをしたい。

私どもの先輩の代表取締役につきましては、やはり経営判断という意味では、その場その場では

きらんとしたルールに基づいたベストの判断をしたわけですが、結果としてこういう事態になつたということで、ある意味では社会的、道義的な責任という範囲でお願いしているわけでございまして、その意味では、私は、退職金の返済を要請するというところで御勘弁いただければといつも書いたわけがございます。

私個人のことを御指摘かと思いますが、やはり

そのときについては経営者責任というものは退職金を返せばいいんだという話じゃなくて、少なくとも私財提供の話があるだろう、それが一点。

それからもう一点は、少なくとも山一のときは、当時の宇佐美日銀総裁の強力な意見でもつて、ただあのときは山一の首脳に対しては個人保証を要求したそうであります。それ以外に一回もないわけですよ。しかし、御承知のとおり、長銀さんもそうだと思うけれども、金融機関はある企業に対しては全部個人保証というのを要求しているというのがほとんどであります。特に中小企業なんかは、個人保証がない金融なんといふのは考えられないというのが事実でありますけれども、その点について、やはり少くとも公的資金を導入するという立場における銀行のトップの責任というものの、その辺についてどうお考えか。それについて、私は、少なくとも個人保証を出す、そのぐらいの腹をもつてやらなければ国民は納得しないと思いますけれども、いかがでございましょうか。

○大野木参考人 今回の、公的資金申請というところまでお願いする、そういう立場になりましたことはまさに申しわけないと思います。そして、その過程で、私どもが経営責任を含めたりストラクチャードを出したわけですが、その点がますます第一点としてお伺いをしたい。

私どもの先輩の代表取締役につきましては、やはり経営判断という意味では、その場その場ではきらんとしたルールに基づいたベストの判断をしたわけですが、結果としてこういう事態になつたということで、ある意味では社会的、道義的な責任という範囲でお願いしているわけでございまして、その意味では、私は、退職金の返済を要請するというところで御勘弁いただければといつも書いたわけがございます。

するかということにつきましては、今具体的なア

イデアもございません。ただ、全体の重みというものは、先輩も私どもも本当に十分に感じていることは、先輩も私どもも本当に十分に感じている

以上でございます。

○中野(清)委員 頭取の御苦労というか御苦心はよくわかりますけれども、私がきょう申し上げたのは、一つのこれからルールづくりとしてのこの問題があるはずなんです。ですから、そういう意味では、少なくとも、破綻した場合の責任、それから公的資金を導入した場合の責任等については、やはりこういう公の場において一つの方向づけをしていかなければ、国民がとても理解されない。そのときには、申しわけないけれども、今頭取がおっしゃったように、退職金でカバーするだけでいいというわけにはいかないだろう。御自身が今はほとんど給料をもらわないので頑張っていらっしゃる、その姿の延長の中に、やはり私は、少なくともこの問題があるだろうということはまず申し上げたい、そういうことだと思います。

それからまた、国の資金を導入するときの姿勢としては、経営者というものが持っている姿勢、これが、少なくともほかの一般の企業が倒産したからといって、一銭も国からなんか来るわけないんですよ。ですから、それだけに、やはり当事者の責任というものをもつと持つてもらわなければ困るというのには事実でございまして、ぜひこれをお願いしたい。

そして、時間もございませんからもう一つだけお伺いいたしますと、それからもう一つ、さつき

お伺いいたしますと、それからもう一つ、さつきちょっとやじがありましたが、やはりこの話がございまして、その意味では、私は、退職金の返済を要請するというところで御勘弁いただければとましかれども、今新聞でごらんのとおり、中止無理を言うのではなくて、決断するときは命がけ

の決断をしても、わななければ困るんだということを申し上げたいと思います。

そういう意味で、実は、杉浦さんの問題についてちょっと伺いますけれども、長銀さんは何か

杉浦さん、三十四年間取締役をやつたと。確かに、私も今、学校を出てから家業を継ぎましたか

そんことはないんですね。しかも、公の、日本

の大きな企業が、三十四年間もやっているという

ことについては、私は何か突然としないものがあ

りますけれども、問題は、退職金の計算のとき

に、何か期間によって高くなるというような話を

聞いたのですけれども、それはどうなったか。何

かそれをことしの五月だには一生懸命下げたと

いう話を聞いたのですけれども、その点について

まず明らかにしてもらいたい。

それは、結局は、いわゆる長銀さんも含めた、

どちらかというと公の立場にある機関だというこ

との中での私がなかつたかという意味でもってお

伺いするわけでございますから、簡単にお答え願

いたい。

○大野木参考人 お答え申し上げます。

○大野木参考人 お答え申し上げます。

○大野木参考人 お答え申し上げます。

○大野木参考人 お答え申し上げます。

○大野木参考人 お答え申し上げます。

○大野木参考人 お答え申し上げます。

ればまだだといふ意見があるときに、住信と一緒になつて本当に大丈夫なんだろうかということについて、お考えを言つていただければあります。

ぜひその中で、少なくとも公的資金の注入についての努力については、先ほど来我が党の上田議員も言っておりましたけれども、まだまだ金融庁を初めとして国民に対する情報開示といったものをしてもらつて、そのことについては、長銀さんとして、当事者として真剣になつて国民の理解をいただけるような努力をしてもらいたい。それについても、決意だけで結構ですから御

答弁願えれば、終わりたいと思います。

○大野木参考人 新銀行のその後の経営方針等につきましては、これは高橋社長が御自身でお考えになるということで、私は、御承知のように、これまで身を引く気でございますので、余りコメントはございません。ただ、この二つだけでも相当強力なものになり得るだらうということは確信を持っています。

○西川(太)委員 きょう、残念ながらテレビの中継はないのですけれども、もしテレビの中継があれば、非常にあなたの方に対する関心が高い今日、国民がこれを見ていて、失礼ながら、社会的責任をおっしゃる資格がありますか。私はそのところから言いたい。

それは、いろいろ御苦労もあつたろうと思いま

すからさておくとしても、社会的責任というの

は、銀行本来の業務を追求して、そしていろいろ

な方面の利益にこたえていく、そういうことが、

今頭取からそういう趣旨のお話があったと承りま

したが、それが実行できなかつたときの責任は、

ただ自分が辞職するというだけいいんですか。

そして、あまつさえ国民の公的資金を今導入す

るかどうかといふ議論をしているところでしょ

う。だから、社会的責任なんという言葉はそう

軽々使ってもらつちや困る。特に私が腹立たし

いのは、その社会的責任という言葉を隠れみのに

して、自分たちのやつたことを何となく免罪符に

しようとしている姿勢が見えたから、あえて冒

頭通告もしていいけれども、こういうことを

伺つたわけであります。

ところは、社会的責任を痛感しているとか、新た

な再建会社においては社会的責任を遂行する、こ

ういうことをおっしゃるけれども、私は、実は見

かけによらず経営学者なんです。社会的責任とい

うことなど、どういうふうに承知してお使いになつているのか、まずそれを、代表して頭取にお尋ねをします。

経営の専門の方に対しまして、大変難しい質問でございますけれども、私ども銀行という立場

から、やはり基本は営利追求というところがあ

るわけござりますけれども、しかし、それとあわせまして、そこの業種の持つている公共性と

いたものがやはりベースにあって、そして営利企業として、民間企業としてやっていく、そういう

うことはないかと思つております。

○西川(太)委員 きょう、残念ながらテレビの中継はないのですけれども、もしテレビの中継があつたのでございまして、そのときだ、たくさんの質問が出て、それに対して回答をと言つたらお断りすると

それに対して御返事をと言つたらお断りすると

ある長銀さんにいろいろなことをお尋ねして断られた。いいですか。断つてきたんですよ。そし

て、その後が振るつている。どうしてもとおつしやるなら、当局を通じて御要請くださいとい

う。どういうことですか、これは、そういう姿勢で、しかもこれは、ちゃんとトップと語つた上だ

といふ御返事をいただいてるんです。このことについて、どう思いますか。

○大野木参考人 ただいまのこと、二つあると思

うのです。

やはり、ディスクローズというものにつきまし

ては、先ほど来申し上げていて、できるだけ積極的にやらなくてはいけないと思っておりま

すけれども、やはり、そこに金融機関としての限

界があるということも一つあらうかと思います。

○大野木参考人 ただいまのこと、二つあると思

うのです。

○西川(太)委員 自由党の西川太一郎でございま

す。

○中野(清)委員 終わります。

○山本(有)委員長代理 次に、西川太一郎君。

○西川(太)委員 自由党の西川太一郎でございま

れる金融機関に支払能力がなければならない。そして二つは、その銀行は受け入れられるような構造改革案を提出していかなければならない。」こういうふうに書いています。スマーズさんも、四つに分けたけれども、同じようなことをいつかおつしやつていた。

そこで、この国会は、きょうだけ突然見えてもわからないでしょうけれども、二日間にわたつて十四時間、もっと情報を開示すべきだという議論をたくさんしてきましたんですね。

ところで、我が党は御行に、事実関係を教えていただきたいといふことで、きょうもそこにおいでですけれども、ある方をお呼びして勉強会をや

りました。そのときだ、たくさんの質問が出て、それに対して回答をと言つたらお断りすると

わからぬでしょうけれども、二日間にわたつて断られた。そのときだ、たくさんしてきましたんですね。

そこで、この国会は、きょうだけ突然見えてもわかりないでしょうけれども、二日間にわたつて十四時間、もっと情報を開示すべきだという議論をたくさんしてきましたんですね。

ませんが、ある意味では、必要な情報は、それは当局の監督下にあるわけですから、そちらに渡しているということを言ったのかなとも思います。いずれにしても、その辺につきましては御容赦いただきたいと思います。

○西川(太)委員 あなたの後ろに補佐役についてきている人がそういうことを言つたことは間違いないんです。

○西川(太)委員 それで、今からでも遅くないから、これから的是議にも資するために、再検討して出せるものは出してください。いかがですか。

○大野木参考人 お答えいたします。

先ほどお答えしたベースに従いまして、自主的に、私どもの業種に許される範囲のものにつきま

以上です。

○西川(太)委員 事はどうさように、情報開示がおくれている。これは、審査をする上では、野党側としては非常に重大な問題だと言わざるを得ません。

そこで、次に伺いたいのは、支払い能力があるかどうかということの一つの例として、金融債の償還の問題が当然議論されなきゃいけない。

御行はそのことを得意わざとして、冒頭、もう

そういう制度に守られる分野だけではやっていけないとおっしゃったのはその部分だと思いませんが、平成十年の八月には五千四百四十二億円、九

月には六千七百三十九億円、十月には六千二百五十六億円、十一月には五千六百七十五等々、来年の三月にかけて大変な額の金融債の償還をしなきやならない。ところが、最近の発行額の実績を見ると、大体その償還額が六千億前後なのに二千億ぐらいいしか発行していないですね。売れないと

いうこともあるんでしょ、いろいろあると思いませんが、私がお尋ねしたいのは、その差は何で埋めているのですか。

○大野木参考人 お答えいたします。
確かに、金融債の償還と発行のバランスというのは御指摘のとおりでござります。

ただ、私どもいたしましては、先ほど申しましたように、いろいろな意味で長信銀の枠から脱皮したいというようなことでやっていますし、それでも足りない部分は証券化とかそういうものでやつていくということでそのギャップを埋めていきたいと思います。

○西川(太)委員 以上でございます。

○西川(太)委員 じゃ、今までどうしたんですか。これからは証券化したりいろいろするということ。しかしそれだって、例えば今度の資本注入される金の流用だといって疑われてくるし、今までどうしていったのかということが一つ。

それから、はっきり言って私どもが得ている情報では、よその銀行もそうですが、御行は貸出金を回収したり抑制したりしている動きが非常に強

い、こう聞いておりますけれども、それによってこの差額を埋めるという行為はありましたか。

○大野木参考人 この上期中はやはり、特に六月以降急激なこういうマーケットの変化がございました。したまのですから、やはりやむを得ず貸し出しがある程度抑制したということは、これはやむを得

ます。それは二千五百億ぐらいあるかもしません。ただ、我々には情報開示されていないから、

離ぎはぎの資料で計算していくともっとあるかも

れないけれども、八十二社の中には明らかに不良債権の受け皿として設立をされたに違いないと

思って考えていく。それから、あとは預金とかそ

ので、少しこちからも言いたいことを言います

以上です。

○西川(太)委員 もう時間がわざかしかないの

で、少しこちからも言いたいことを言います

が、結局、発行の金融債が不足して、そして償還

額が三倍以上になっている、一・五倍ぐらいになつていて。こういう事態の中で果たしていかれる健全な経営が確保できるのか。私は、そことのところはまさに、先ほどおっしゃった社会的責任に

もなるんじゃないかな。

例えばきょうさくら銀行が、いわゆる増資を行

うことによって、そしてグループ内でこれを公的

か。これからは証券化したりいろいろするといふこと。しかしそれだって、例えば今度の資本注入され

ること。しかしそれだって、例えば今度の資本注入され

は適当な値段をつけて、買取る金まで貸してやるという方法で損を飛ばして御行本体は身ぎれいに見えたという、いわゆる粉飾決算の疑惑も出てくるのです。これ、金融監督庁にこれからもいろいろただしていくけれども、そういうことが出た場合には役に立つのですよ、これ。ところが、さっき言ったとおり、銀行本体の貸し出しだとかそれから、もう一つ伺いたいのは、そういうところにどんどんどんどん株をおつけて不良債権をなくするようにして、いわゆるBIS規制の達成には役に立つのですよ、これ。ところが、

場合には、これは大変な問題ですよね。

それから、もう一つ伺いたいのは、そういうところにどんどんどんどん株をおつけて不良債権をなくするようにして、いわゆるBIS規制の達成には役に立つのですよ、これ。ところが、

あって今はどうなっているかわからないということですね。今のような御口調では、これはもう相当の部分において放棄するんだからいわゆる不良債権という認識を持つてもらつても構わないといふふうなお答えだと思うのですね。

しかし、そのところを、きょうは参考人質疑でありますので、ぎりぎりとお詰めするわけにもいきませんけれども、これはまた違う場でもうひとつ皆様方の発言、証言を、ある種の法的な縛りをかけたような場でお聞かせを願うということが必要になつてくるのではないかなどは私もどもは思うわけであります。

そこで、長銀は内外の金融市场において今資金の調達をすることが極めて困難な状況にあるといふふうな御認識でしようか、それともそうではありますんでしようか。

○大野木参考人 先ほど御質問がございましたように、確かに金融債につきましては発行額が落ちておりますけれども、それに対しましてアセットサイドの手当て、それから預金等による資金収集、証券化、こういったものを総合すれば資金繰りについては問題ないというふうに考えておりまます。

○西田(猛)委員 まだ全くお答えをいただいていないとの同様なんでありますけれども、そうすれば、聞き方を、お尋ねの仕方を変えるとすれば、きょうの新聞にも載つておりましたが、ある都銀の調達をすることを極めて困難な状況にあるといふふうな御認識でしようか、それともそうではありますんでしようか。

○大野木参考人 お答え申し上げます。

現時点では一般的な公募的な増資というのはやはり難しいのではないかというふうに判断しております。

○西田(猛)委員 一般的な公募は難しいといふことは、当該金融機関が内外の金融市场において資金調達をすることができないというのとほぼ同義じきないです。

○西田(猛)委員 いわゆる金融機能の安定化ための緊急措置に関する法律によれば、いろいろなケースがありますけれども、今回の、恐らく、三ヶ月ではなく、次に長銀が資金注入を申請されるであろうケースといえば、経営の状況が著しく悪化している金融機関等でない金融機関であって、そして当該金融機関等が内外の金融市场において資金の調達をすることが極めて困難な状況に至ることによる危機を回避するため、あるいは当該金融機関が破綻することを回避するためということなんですね。

今頭取が言われたように、資金を調達することが全く問題がないのであれば、公的資金の注入を申請する理由はないんじやないです。

○大野木参考人 ただいま申し上げましたような

形で今資金調達をしているわけでございますけれども、やはり自己資本が今度の三月の時点ですでに五百億以上損失するわけでございます。そうした後の

状況といふものにつきましては、やはりそれから必要になつてくるのではないかなどは私もどもは思うわけであります。

そこで御申請申し上げるということにならうかと思つております。

○西田(猛)委員 また全くお答えをいただいていませんので、その後、日本の経済の状況を見てみれば、何とこれは日本長期信用銀行だけを私たちはここで問題にしているわけではありません。日本

安定資金の申請に至るまでの状況といふもの踏まえて御申請申し上げるということにならうかと

思つております。

○西田(猛)委員 もちろんバブル経済といふものがあつて、その後、日本の経済の状況を見てみれば、何とこれは日本長期信用銀行だけを私たちはここで問題にしているわけではありません。日本経済全体が陥つた一つの病氣でありますし、状態ですから、我々はその全体のことを考えて言つてゐるのです。

だけれども、この時期に御行をどのように、日本経済の全体の中で、あるいは世界の信用秩序の中で考えていくのかというのには非常に重大なことがあります。ましてや、一説には五千億円から一兆円の公的資金を注入するという話も出てきております。

○西田(猛)委員 一般的な公募は難しいといふことは、当該金融機関が内外の金融市场において資金調達をすることができないというのとほぼ同義じきないです。

では、先ほどおっしゃったのは、資金繰りのためのそういう資金だけをとることはできるけれども、資本をとることができないといったら、それ

こそが金融市场における資金の調達にはかならないんじゃないでしょうか。いかがですか。

○大野木参考人 お答えいたします。

ひとつ論点を変えまして、八月の二十日に住友

信託銀行の高橋社長が総理官邸に呼ばれて、総理大臣、官房長官、それから大蔵大臣のいらっしゃるところで、御行との合併を促進するようについての要請をされたということが報道されておりました。これは事実のようでありますけれども、そのことについて高橋社長から何か頭取はお聞きになりました。

○大野木参考人 私は伺つておりません。

○西田(猛)委員 もしも今後公的資金を注入され

たら、あるいは本年三月に既に投入済みの公的資金について、いわゆる将来的にすべて返還できる

ことこの場でお約束できるでしょうか。

○大野木参考人 お答えいたします。

今度の公的資金の注入につきましては、その額とか、そういうことにつきましても、やはり合併銀行というものを視野に置いた形で考えていかなくてはいけないと思います。そして、その合併銀行の、何と申しますか、収益性とか、そういうもののをベースに、やはり公的資金の申請ということにならうかと思います。

○西田(猛)委員 これまで、金融安定化措置法に基づく破綻前の公的資金の注入について非常に疑問があるのですが、何と申しますか、収益性とか、そういうことにならうかと思います。

○西田(猛)委員 これまで、金融安定化措置法に基づく破綻前の公的資金の注入について非常に疑問があるのですが、何と申しますか、収益性とか、そういうことにならうかと思います。

○西田(猛)委員 これは、公的資金を注入する場合は、合併銀行の受け皿になるか、あるいは著しく経営が不安でないという銀行についてということなんですよ。今御発言ですと、合併されることを前提として申請されるわけですね。そういうスキームでないという銀行について。www.1234567890.com

○大野木参考人 お答えいたしました。

もちろん、今回の公的資金の申請の額とかタイミングとか、そういったものは、これからいろいろ私どもの月末の決算とか、それから新銀行のあり方とか、そういったものをベースにしてやつていくわけでございますけれども、もちろん合併に至るまでの長銀の経営、そして合併後の新銀行の経営、そういったものにつきましては、長銀ももちろん責任を持って対応をしていくということは当然のことだと思います。

○西田(益)委員 合併のことについて長銀が責任を持って行っていくということの意味はちょっとはかりかねますので、よくわからないのですけれども、それについてのお答えもいただくとともに、一説には、宮澤大臣などがある説明しておられるのは、なぜ長期信用銀行はある程度の形である程度まで残してそれを自信に合併させるのかといえば、中途端にばたと長銀のような銀行が倒れるといろいろな影響が出る、その一つとしてデリバティブズの残高のことを言っておられる方がたくさんいるのです。しかし、我々の調査によれば、長銀のデリバティブズの想定残高は五十兆円ぐらいしかないだらうと言われておりますし、それから、国際的なデリバティブズは新規のものはもうほとんどやっていない、国内的にも収縮ぎみだということです、ほとんど影響はないと思は考えております。

ここら辺について、具体的な数字で反論がございましたら、してください。

○大野木参考人 一番初めに、合併銀行についての長銀でございますが、私が申し上げたかったのは、やはり長銀のいわばスピリットと申しますが、長銀のバリューといつたものをできるだけ、今回の公的資金の導入とかを含めましてキープしながら、それを合併銀行に植え付けていきたい、こういう考え方を申し上げたということござります。

それから、デリバティブでございますけれども、これは現在残高が、たしか私の記憶では四十

兆だと思います。(西田(益)委員「さらに収縮しているではないですか」と呼ぶ)はい。

これは、今度のリストラ計画へ出しましたように、そういった業務につきまして抑えていたり、そういう業務につきまして抑えているといふことでございますが、ただ、デリバティブ自身は、私たちがいわばデリバーリングでやっている部分というのではなくございませんで、お客様の財務上のヘッジ、それに対する依頼を我々が受けた、それを逆につないでいって、こういう形の対

リバティブの影響というのは、これは単に、四十という数字、それ自身が大きいと思いますけれども、そのサイズのデリバティブを行っている銀行が急になくなるということは、これは今までなかつたことにして、私は、これがいろいろな意味で、マーケットといふものは風説とか疑心暗鬼とかで動くものでござりますから、非常に怖いのが倒れるといろいろな影響が出る、その一つとしてデリバティブズの残高のことを言っておられる方がたくさんいるのです。しかし、我々の調査によれば、長銀のデリバティブズの想定残高は五十兆円ぐらいしかないだらうと言われておりますし、それから、国際的なデリバティブズは新規のものはもうほとんどやっていない、国内的にも収縮ぎみだということです、ほとんど影響はないと思は考えております。

○西田(益)委員 具体的な反論になつておりませんが、時間が来ましたので、終わります。

○相沢委員長 次に、木島日出夫君。

○木島委員 日本共産党的木島日出夫でございま

す。

先ほど来、参考人からの御発言を聞いておりましたが、私は、いずれも経営者の責任という問題に対して自覚が本当に足りないということを痛切に感じます。特に長銀は、金融機関の運営権を認められた長期信用銀行であります。その社会的責任が大きい。預金者保護、金融機関の運営権、業界中小企業を始めとする健全な借り手保護、また決済業務など、非常に責任は大きい。また国際業務を行っているわけでありますから、なおさらその責任は大きいと思うわけであります。意見は求めません。

早速、具体的に質問しますが、八月二十一日の

住友信託銀行との長銀の合併に向けた経営改善計画、その核心の一つは、何といつても日本リース、日本ランディング、そしてエヌイーディーの主要関連ノンバンク三社に対して、合計五千二百億円の債権を長銀が放棄する、そしてこの三社を生かす、それによって生ずる長銀本体の自己資本の穴を埋めるために公的資金をもらおう、こういうものであります。

そんなことも考えますと、やはり内外ともにデリバティブの影響というのは、これは単に、四十億円の債権を長銀が放棄する、そしてこの三社を生かす、それによって生ずる長銀本体の自己資本の穴を埋めるために公的資金をもらおう、こういうものであります。こんな法外な話が通用するはずがないと私は思います。何で公金投入までして、税金までもらひ受けて関連ノンバンク三社を救済しなければならないのか。

先ほど長銀の大野木頭取から日本リースのことについては御発言がありました。私は理由にならぬと思うのです。取引が多いからだけで、マーケットといふものは風説とか疑心暗鬼とかで動くものでござりますから、非常に怖いのじやないか、こんなやうに思つておりますけれども、私の実感としてはそういうことでございま

す。

○木島委員 長銀が公的資金を受けずに、母体行責任を果たして関連ノンバンクを守らうというならわかるのですよ。何で関連ノンバンクを守るために公的資金の注入を受けるのを是とするのかと

いうことなんですよ、私が聞いてるのは、今の答弁じゃ全然答えてないと思うのです。これまでに明らかになつておりますが、長銀は、日本リースに千五百九十一億円、日本ランディングに千九百七十三億円、エヌイーディーに一千二百五十三億円、合計、何と四千八百十七億円もの巨額の経営支援を、まあ債権放棄という形でしょ、やつているのですね。本体のみずからも経営が、言葉は悪いですが、破綻寸前だというのに、関連ノンバンクだからといって、合わせ一兆円を超える債権放棄、資金援助をする、そんな企業がどこにあるでしょう。

○木島委員 お答え申し上げます。

三社に対する債権回収をなぜきちんと行わないのか、そして放棄なんという道をとろうとするのか、本当の理由を知りたいのです。

○大野木参考人 お答え申し上げます。

非常に話題を簡略化したことで申し上げますと、この六月以降の状況でございますが、この三社は、それ自身、何か抜本的な処置をしないと最悪の事態を迎える、こういう状況になつてゐるといふことがあります一つ前提にございます。

○大野木参考人 お答え申し上げます。

二社を持ち込む場合と、それから今回の措置をして、それをそのまま法的整理するよりも、私どもがそのまま単純に法的整理するよりも、私ども自身の受け取る額は大きくなる。多分エヌイーディーについても同じようなことが言えるのでは

ないかと思います。

そうした全体のいわば処理方向といたしまして二社を持ち込む場合と、それから今回の措置をして、た場合と、この二つを比べますと、当行に対する打撃も後者の方がより有利であるということも判斷できますし、そしてまた、その後者のやり方で、会社が独立でできるようにしていった方が、これから会社の価値が上がり、そして、結果として、全体の負担と申しますか、そういうふたもの

で頑張ってバリューを上げていくということの方が全体としてよろしいのではないかというような判断をしたということをございます。

単純に今倒してプロラタしますと、もっと打撃が大きくなるという事実はございます。

もはるかに、今すぐやるよりはよくなる、そういう可能性が十分にある、こうすることを判断した結果ということだと思います。

○木島委員 いろいろお話をありましたが、客觀的な根拠も全くないわけですね、數字的な根拠もないし。

私、具体的に幾つかお話ししたい、お聞きしたいと思うのです。

ります。所有者の欄を見ますと、昭和六十三年六月三十日に所有権保存登記を株式会社日本リースがやっております。そこで聞きますが、ところ

が、この物件は平成八年二月二十八日に、有楽町リゾート開発株式会社に日本リースから所有権移転がされております。御存じですか。

○相沢委員長 どうぞ、見てください。

○大野木参考人　お答え申します。
個別の案件につきましてつまびらかにしないで
申しわけございませんが、この物件につきまして
は、從来は登記留保にしていたのを今回登記した
というふうに聞いております。

ていたと。そういう状況であったことは認めますね。

もありましたが、私、そう思いますよ。もし日本リースと有楽町リゾートが全く別会社で関係ない会社だったら、責任になると思いますよ。私、ところが、日本リースと有楽町リゾートというのはもう密接不可分の関係だから、一体のようなもの

日本リースの開発会社は、有楽町リゾート開発株式会社といふ会社で、参考人は御存じですか。日本リースとはどういふ關係か。また、有楽町総合開発といふ会社、御存じですか。日本リースとはどういふ間柄

○岡本参考人 けさほども申し上げましたけれども、私ども、バブル崩壊後、債権保全をやってい

ごたぬに幾つかの別会社をつくって、債権保全
それから債権の流動性確保、場合によつては売却
という形での処理をやってまいりました。その中
の一つが有楽町リゾート開発でございます。
もう一つ、ちょっと失念しました……（木島委
員「有楽町総合開発」と呼ぶ）有楽町総合開発で
ござりますけれども、私ども、先ほど申し上げま
した売却の一環として、物件を売却した会社で」
ざいます。

○木島委員 引き続いて岡本参考人にお聞きしますが、日本リースは沖縄県の恩納村というところに大きななりゾートマンションといいますか、それをおかつて建築されて、保有され、営業をやっていたということがござりますね。

○岡本参考人 私ども、物件を持っておりました。

以上でござります。
○木島委員 それじゃ、具体的に言いましょう。
ここに本日付の登記簿謄本を持ってきておりま
す。沖縄県国頭郡恩納村字山田三四二五番地一二
はかの土地の上に、ホテル、鉄骨鉄筋コンクリー
トづくりであります。十二階建て、地下一階であ

が大問題になつてゐるときに、日本リースさんが
かつて持つていた、そして関連があるのでしょ
う、先ほども御答弁なされました有楽町リゾート
開発さんが持つていたこの大きなホテルが全く無
担保で、沖縄の目の前にあるというので、沖縄で
は大問題になつたのですよ。慌てて四日前に長銀
さんがこれに抵当権をつけている、仮登記をつけ
ている。何たることだと思うのですよ。

仮登記をつけたのは、長銀さんは有楽町リゾー
ト開発に少なくとも百九十億円の債務があるから
なのでしょう。しかし、突如として、二年間も
ほつたらかしにしておいて、この国会に呼び出さ
れる直前になつて仮登記するというのは本当に不

いずれにしましても、よく調べて御報告申し上げた方がよろしいかと思いますが、お許しいただければ、そのようにしていただきたいと思います。

○木島委員 だから、私が言うのは、日本リースに対しても大変な貸付金が長銀はあるのでしょ。う。回収できないからどんどんと何千億という単位で放棄しているのでしょうか。今、また、放棄しようとしているのでしょうか。そんな状況の長銀と日本リースという間柄のときに、沖縄の恩納村にこういう巨大なホテルがあった、日本リースで登記されていた、全く無担保のままずっと放置され

縮ですが質問をいたします。
同じく日本リース所有の土地と建物の登記簿謄本、私ここへ持ってきております。写真もつけてきております。東京都港区浜松町一丁目七番四一の十階建てのビルとその敷地であります。担保、どこにも入っておりません。驚くべきことであります。この写真のビルは、半分が日本リースのものですよ。あと半分は全く別会社のものであります、所持者の欄を見ると、所有者は、この建物は地上十階地下二階であります、株式会社日本リースであります。もう一つは別会社ですか、日本リースに対し數千億円の債権があつて、ら触れません。

になつておなりまして、日本リースさん、有楽町リースート開発株式会社さん、どういう会社であるか、どんな状況になつてゐるか、それはマスクを通じて知れ渡つております。

しかし、これだけの物件、四日前に長銀が極度額百九十億円の抵当権の仮登記をつけるような物件ですよ。それが全く無担保であつたのですよ。何のことか。今、日本リースに対し長銀は多額の一一千五百億ですか、債権を放棄する、そして國から公的資金の投入を受ける、そんなこと

てたときから有楽町に対して所有権移転登記をするまでの間、かなりの期間あるんですね、ほつたらかしにしておったと。担保もとらずにほつたらかしにしておった、そういうことになりますよ。こんな不思議な経営で銀行業務まるのですか。
○大野木参考人 濟みません。よく調べてお答えしたいと思いますけれども、これは何か日本リースの物件であったのを、活性化するためですか、有楽町リゾートに移して、そのときからうちとの取引が始まつたということじゃないかと思いま

○木島委員 それでは二つ目の物件について、恐
々お手元に持参して置きました。それで、さ
うして、今度は、この件について、お尋ねいた
いと思います。

いずれにしましても、よく調べて御報告申し上げた方がよろしいかと思いますが、お許しいただければ、そのようにしていただきたいと思います。

○木島委員 だから、私が言うのは、日本リースに対しても大変な貸付金が長銀はあるのでしょ。う。回収できないからどんどんと何千億という単位で放棄しているのでしょうか。今、また、放棄しようとしているのでしょうか。そんな状況の長銀と日本リースという間柄のときに、沖縄の恩納村にこういう巨大なホテルがあった、日本リースで登記されていた、全く無担保のままで放置され

縮ですが質問をいたします。
同じく日本リース所有の土地と建物の登記簿謄本、私ここへ持ってきております。写真もつけてきております。東京都港区浜松町一丁目七番四一の十階建てのビルとその敷地であります。担保、どこにも入っておりません。驚くべきことであります。この写真のビルは、半分が日本リースのものですよ。あと半分は全く別会社のものであります、所持者の欄を見ると、所有者は、この建物は地上十階地下二階であります、株式会社日本リースであります。もう一つは別会社ですか、日本リースに対し數千億円の債権があつて、ら触れません。

るのですかね。

逆に言うならば、このスキームで長銀がある
いは政府が強引に進めていくことは、無税
債権を基本的に認めることを大蔵省当局と約束が
できているということでなければこの計画は立て
られないはずだと思いますが、いかがですか。

○大野木参考人 この三社との債権の放棄でござ
いますが、これは、基本的には、現行の考え方で
いきますと、法人税通達をベースにして国税の御
当局とこれから御相談していくということになろ
うかと思います。

そして、私たちの考え方としては、通常、きち
んとした会社の更生計画というものをベースにし
て、法人税通達、九一四一一とかいろいろござい
ますけれども、そういうものをベースにお話し
合いをしていく、こういうことでございます。
以上でございます。

○中田委員 これは、先ほどから各議員の方々か
ら出でていますように、そもそも債権回収をきっち
りできるところから取ろうとしているわけです
よ。むしろ、安易に債権放棄というものを繰り返
そうとしているのがはつきりとわかるわけであり
まして、あるいは一方で、無税債却認められなけ
れば、また国税庁を訴えるのかといえば、そんな
話には多分ならない。これは、しっかりと大蔵サ
イドとそういう話が、約束ができるに違
ないわけであります。

私は、そういうことが前提となって、不透明な
中において公的資金が導入されていくこと、
自分が、これは日本の金融のまたまた信頼度の失
墜につながっていくということを指摘をしたいと
思うわけであります。

三月の十日に金融危機管理委員会が長銀に対し
て一千三百億円の優先株、そして十二日には四百
六十六億円の永久劣後債の引き受けを承認した。
それ以降の長銀の株価というのは、三月の九日が
三百四十三円、十日が三百三十九円、十一日三百
二十五円、十二日三百二十一円。どんどんどんど
ん下がっていくわけですね。やがて、四月の二日

には二百円を割り込んでいる。今、五十円。

こんなぐあいになつていくのは、まさに明確な
しつかりとした基準がないままに税金がつぎ込まれ
いても、そしてきちんと税金がつぎ込まれたディスクローズがな
いままに税金がつぎ込まれても、また、債権回収
をしつかりとしていく努力がないままに税金をつ
ぎ込んで、全く金融におけるマーケットからの
信頼はあり得ないということをしつかりと株価は
を証明しているわけでありまして、私は、このこと
をぜひ皆さんにもう一度考え方をしていただきて、
国民の税金を使ってこれを処理をするということを

大見えを切る以上は、徹底的にディスクローズ
をして、そして債権回収をまずしつかりと、先ほ
ど来指摘あつたように、自分たちでちゃんと精査
をしてからそのことを言ってもらいたい、このこ
とを指摘をして、私の質疑を終わらせていただき
たいと思います。

○相沢委員長 以上をもちまして参考人に対する
質疑は終了いたしました。

参考人各位には、長時間にわたり御意見をお述べ
くださいまして、まことにありがとうございます。
ベイタリマして、まことにありがとうございました。
午前十時委員会を開会することとし、本日
は、これにて散会いたします。

午後三時四十五分散会

平成十年九月八日印刷

平成十年九月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C